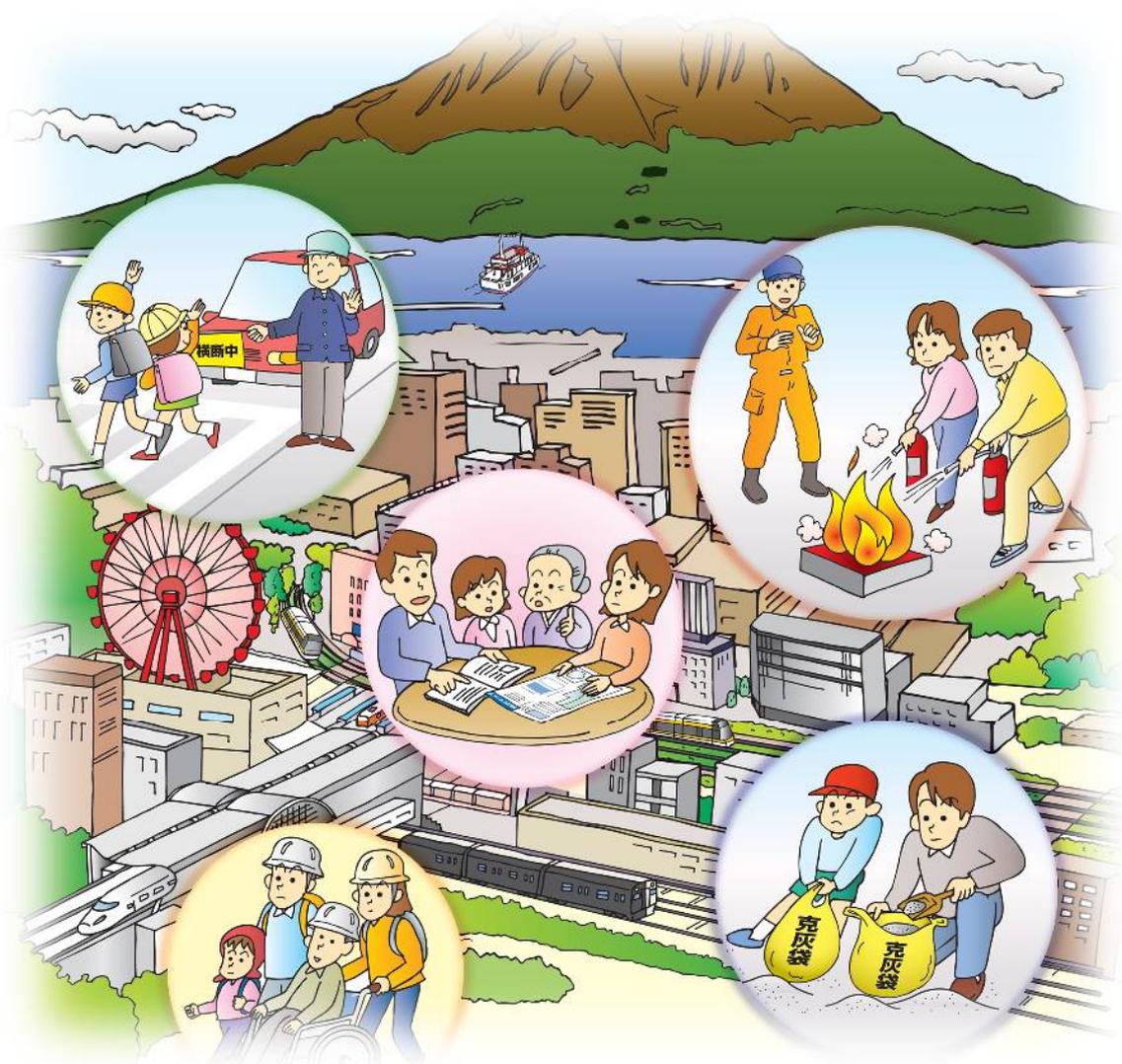


# 自主防災組織の手引き



平成 25 年 8 月  
(令和 4 年 4 月改訂)  
鹿児島市危機管理課発行

## はじめに

近年、想定を大きく上回る地震・津波、集中豪雨等の自然災害により、多くの人命・財産が失われております。

大規模災害時には公的機関の迅速な救助が困難になり、自主防災組織を中心とした初期消火や救出・救護、避難などの活動が重要となります。

このような活動が効果的に行われるためには、家庭や地域、消防団等が連携して、日頃から防災知識の普及啓発や防災訓練等を積み重ねておくことが必要です。

本マニュアルは、自主防災組織の結成の手法や、防災活動を実施するための手法などについてまとめたものです。

地域における自主防災活動の参考にご活用くださいますようお願いいたします。

平成25年8月 鹿児島市危機管理課

# 目 次

## 1. 結 成 編

1	自主防災組織の役割と必要性	1
2	自主防災組織のつくり方	3
3	自主防災組織の結成に関する参考情報	4

## 2. 活 動 編

1	日常における活動	10
2	主な活動の種類	
	(1) 防災知識の広報、啓発	11
	(2) 防災点検	11
	(3) 避難行動要支援者の支援	12
	(4) 防災マップづくり	13
	(5) 防災訓練	14

## 3. 実 践 編

1	訓練計画策定の手順	19
2	防災訓練マニュアル I 「豪雨災害編」	20
	II 「地震・津波災害編」	28
	III 「地震災害編(合同訓練)」	36

## 4. 補 助 申 請 編

1	資機材整備補助金の交付の流れ、記入例	45
2	活動助成金の交付の流れ、記入例	53

## 5. 関 係 法 令 ほか

1	災害対策基本法	77
2	自主防災組織等の活動や事例に関する情報の入手先	78
3	防災関係機関の連絡先	

## 6. 活 動 事 例

1	「町内会のイベントとあわせて防災訓練を実施」	79
2	「避難行動要支援者に配慮した避難訓練」	81
3	「地域の防災マップ作成」	83

## 1. 自主防災組織の役割と必要性

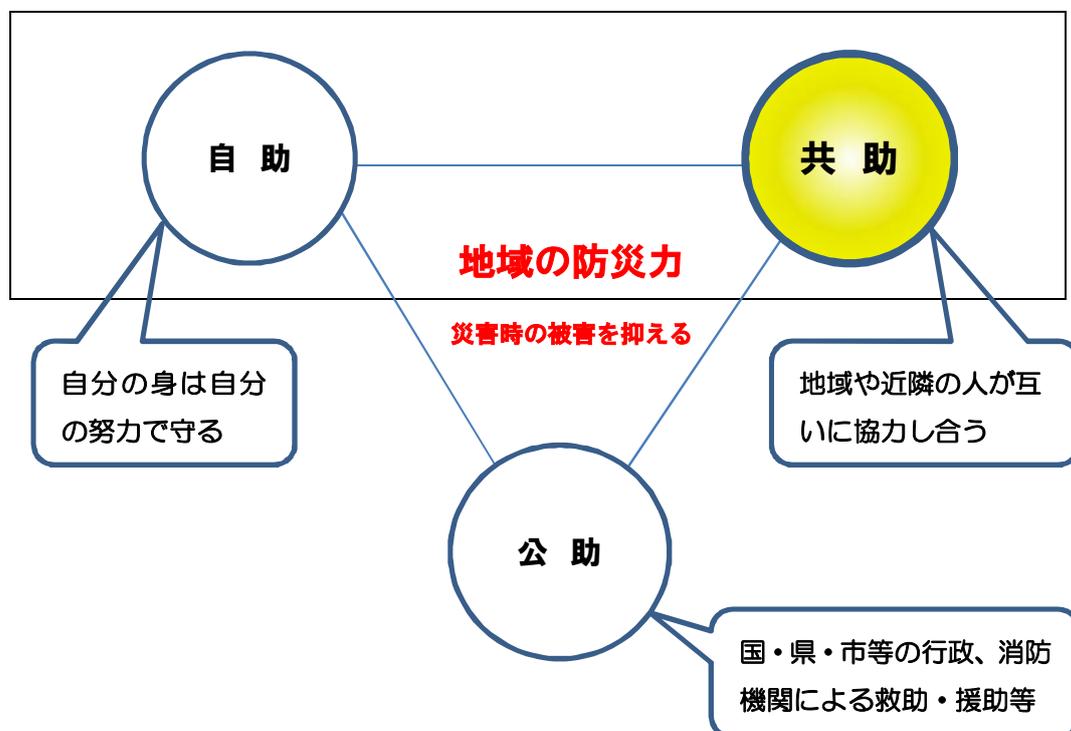
住民が安心・安全に暮らすため、生命、身体及び財産を災害から守る防災対策は、行政上最も重要な施策の一つです。

ひとたび大規模な災害が発生した時には、被害の拡大を防ぐため、国や県、市は全力で対応しますが、防災関係機関の対応（公助）だけでは限界があります。

早期に実効性のある対策を取ることが難しい場合や、行政自身も被害を受けていることが考えられるため、住民一人ひとりが、自分の身を自分の力で守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

そして、「自助」、「共助」、「公助」の連携により、住民、地域、行政が、それぞれの立場に応じた対策を講じておくことで、被害の軽減を図ることができます。

自主防災組織の運営に当たっては、地域の実情に即した計画に基づいて、住民が自発的に活動することが重要であり、防災訓練等を通していざというときに備えます。



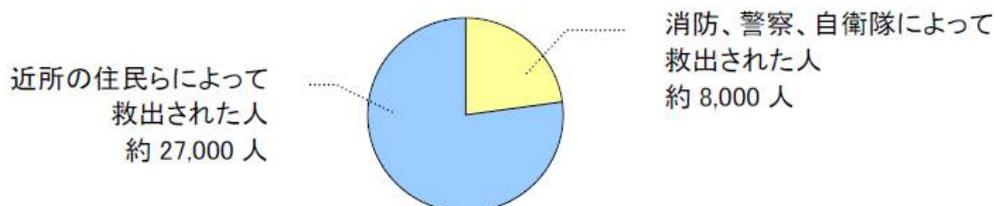
**【共助の事例】**

多くの犠牲者を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、がれきの下から救助された人のうち、約8割が家族や近所の住民によって救出されたという報告があります。(下図1参照)

東日本大震災においても、自主防災組織は、安否確認や避難所運営等で重要な役割を果たしました。

普段からの近隣や地域社会とのつながり、結びつきがきわめて重要であることが再認識されています。

図1 阪神・淡路大震災における市民による救助者数と  
消防、警察、自衛隊による救助者数の対比



出典:河田恵昭:大規模地震災害による人的被害の予測, 自然災害科学 Vol.16, N.1, pp.3-14, 1997

## 2. 自主防災組織のつくり方

### ① 町内会などの組織の中で、防災について話し合う

- ・どんな災害が起こる可能性があるか
- ・災害が発生したとき、どんな活動が必要となるか



### □活用しましょう！ ～防災マップ～

(平成 24 年 3 月全戸配布)

防災マップでは、災害危険区域や避難所などの情報を知ることができます。

災害に備えて、身近にある安全な場所や避難経路を検討する際にもご活用ください。

### ② 結成について住民の合意が得られたら、規約や計画を定めて会合で承認を得る

- ・規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員を選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものです。
  - ・計画は、地域の実情に沿ったものとなるように心掛けましょう。
- ※消防庁が示す例をもとに作成したサンプル（P 6～）を参考にしましょう。

### ③ 鹿児島市危機管理課に「結成届」、「規約」、「計画」を提出する

- ・「結成届」提出後に、会長や班長（役員）に変更があっても差替えを提出する必要はありません。
- ・「規約」や「計画」は、必要に応じて自由に改正していただいて構いません。

### 3. 自主防災組織の結成に関する参考情報

#### ①組織の基本的な班編成の例

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班	→ 全体調整 他機関との連絡調整 災害時要援護者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	→ 情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→ 器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	→ 資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→ 避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→ 器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

#### ◎班編成のポイント

- 地域内でバランスよく対応できる班編成  
(人口や世帯数、昼間地域にいる人員等を考慮し、災害の発生時間帯によって班の人員に偏りのない配置等)
- 地域内の専門家や経験者等、班員の活動に実効性をもたせる配置  
(班の活動内容について専門家や経験者(例：消防職員・団員等の防災・危機管理業務の経験者、医師、看護師、大工、エンジニア等)の登用等)
- 地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の位置づけ  
(地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の配置を踏まえた編成、人員配置や応援協定等による補完体制の検討)
- 避難行動要支援者に対する取組み  
(福祉活動に従事する方や団体との連携、専任の班の編成等)

※ 実際の活動においては、班の人数が足りず活動が困難な場合や全員で活動しなければならない場合も考えられるため、それぞれの班の活動内容を理解しておくとともに、災害時に起こる想定外の事態に対して臨機応変に運用や指揮命令ができる対応策についても検討しておく必要があります。

## ②計画に盛り込む主な項目

防災計画の策定にあたっては、「日ごろどのような対策を進め、災害時にどう活動するか」を具体的に明記するほか、河川がはん濫しやすい、土砂災害が起こりやすい、避難行動要支援者が多いなど、地域の実情を踏まえたうえで、防災計画に反映することも重要です。

分野	盛り込むべき項目	内 容
組織に関すること	自主防災組織の編成及び任務分担	組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
主に日常活動に関すること	防災知識の普及・啓発	事項、方法、実施時期等を定める。
	災害危険の把握	事項、方法等を定める。
	防災訓練	訓練の種別、訓練実施計画、訓練の時期及び回数等を定める。
	防災資機材等の備蓄及び管理	調達計画、保管場所、管理の方法等について定める。
主に災害時の活動に関すること	情報の収集・伝達	情報の収集・伝達及びその方法等について定める。(情報班)
	出火防止、初期消火	出火防止対策、初期消火対策等について定める。(消火班)
	救出・救護	救出・救護活動、医療機関への連絡等を定める。(救出・救護班)
	避難	避難誘導の指示、方法及び避難路、避難場所、避難所の管理・運営等を定める。(避難誘導班)
	給食・給水	食糧や飲料水の確保、配給、炊き出し等について定める。(給食・給水班)
他団体と協力して行う活動	災害時要援護者対策	平常時、災害時の取組みについて定める。
	他組織との連携	他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。

## ③規約（例）

## 〇〇自主防災会規約

## （名称）

**第1条** この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

## （事務所の所在）

**第2条** 本会の事務所は、〇〇に置く。

## （目的）

**第3条** 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、風水害、地震、津波その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## （事業）

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 災害に対する予防
- (3) 災害の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導・初期消火等の応急対策
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 資機材などの整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## （会員）

**第5条** 本会は、〇〇町内会にある世帯をもって構成する。

## （役員）

**第6条** 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 班長 若干名

2 役員は、会員の互選により、任期は1年とする。ただし再任することができる。

**(役員の仕事)**

**第7条** 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

**(総会及び役員会)**

**第8条** 総会は、町内会総会と同時に開催する。

2 役員会その他は、会長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画に関すること。
- (3) その他総会が特に必要と認めたこと。

4 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会への議案の提出
- (2) 総会の議決事項の実施
- (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

**(防災計画)**

**第9条** 本会は、第4条に定める事業を行うため防災計画を作成する。

**(会費及び経費)**

**第10条** 本会の会費及び運営に要する経費は、町内会費その他の収入をもって充てる。

**(協議)**

**第11条** この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定めるものとする。

付 則 この規約は、 年 月 日より施行する。

## ④防災計画（例）

## 〇〇自主防災会防災計画

## 1. 目的

この計画は、〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって風水害、地震、津波その他の災害（以下「災害」という。）による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

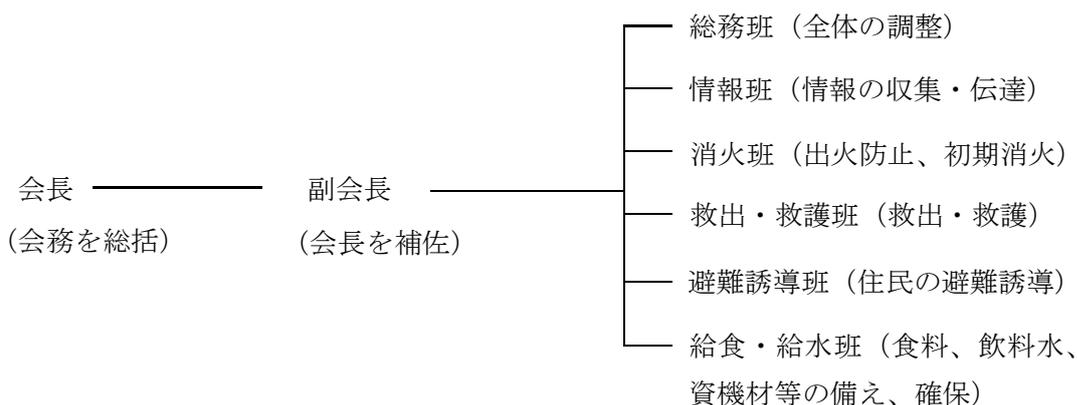
## 2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集・伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出・救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食・給水に関する事。
- (9) 避難行動要支援者に関する事。
- (10) その他

## 3. 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり組織を編成する。



## 1. 結成編

### 4. 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災に関する知識の普及・啓発を行う。

### 5. 防災訓練

災害の発生に備え、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるように防災訓練を実施する。

### 6. 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を行う。

### 7. 出火防止、初期消火

出火防止に努め、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期消火に努める。

### 8. 救出・救護

応急医薬品及び資機材を備え、災害時に救出・救護を要するものが生じた場合、救出活動、救急処置を行う。

### 9. 避難誘導

避難勧告が出たとき、または防災会長が必要であると認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

避難誘導班員は、防災会長の指示に基づき、地域住民を一時避難場所等に誘導する。

(一時避難場所) ○○ (指定避難所) ○○

### 10. 給食・給水

避難所における給食・給水活動を行う。

### 11. 避難行動要支援者支援

民生委員等と連携し、平常時から避難行動要支援者員の状況把握に努める。

また、避難準備情報等が発表された場合、各々の避難行動要支援者に応じた避難支援を行う。

### 12. その他

防災資機材の備蓄及び管理を次のとおり行う。(以下省略)

## 1 日常における活動

自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

活動の実施にあたっては、「日常の活動がいざというときに役立つ」という実効性にもとづき、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活の中でどのように組み込めるのかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むことが望まれます。

### 《活動の留意点》

- 各々の家庭において、火を出さないこと、家や塀等の倒壊を防ぎ安全性を確保すること等、各個人及び各家庭での防災対策（自助）が基本となる。
- 自主防災組織の役割分担、活動内容等について理解しておくこと。
- 一時的ではなく、継続して実施すること。

### ◎効果的な防災活動を行うために…

活動を行う際には、どういった方針で進めるのかを役員会等でよく話し合い、明確にしておきましょう。事前に以下のような項目について準備をしておくこと、より効果的な活動が実施できます。

#### （1）防災活動計画を策定する際のポイント

- ① 何を目的とする活動か
- ② いつ、どこで行うか
- ③ 参加人数はどのくらいか
- ④ 資機材、経費は何が必要か
- ⑤ 関係団体との調整は必要か
- ⑥ 活動を行うための役割分担はできているか

※活動の日時を決めるときには、多くの人に参加できるように、また、活動がマンネリ化しないように、イベント的な要素を取り入れるなど、少しでも参加しやすくなるような工夫をしましょう。  
(運動会やお祭り、清掃など、町内会の行事に防災活動を組み込むなど)

#### （2）活動の実施を周知

活動の内容や日時、場所等を書いたチラシを作成し、配布・回覧して周知しましょう。

### 2 主な活動の種類

#### (1) 防災知識の広報、啓発

##### ①地域ぐるみでの防災意識の醸成

地域で想定される災害について考え、必要な防災対策などについて話し合みましょう。

##### 《参考》 活動の方法

- あらゆる会合の機会をとらえ、話し合う機会を増やす。
- 市や防災関係機関が開催する講演会や研修会へ参加する。
- 地域における過去の災害事例、災害体験を調べる。
- 防災知識に関するチラシやパンフレットを作成する。



わが家の安心安全ガイドブックなどを活用しましょう ↑

##### ②家庭内の防災対策の普及・啓発

家庭内の防災対策も大切です。非常持出品の準備や耐震対策など、各家庭においても災害に対する備えが実践されるよう普及・啓発を図りましょう。

##### 《参考》 家庭内の安全対策の例

- 防災用品、非常持出品・非常備蓄品等の準備
- 家具等の転倒・落下防止
- 建物の耐震診断
- 初期消火などの住宅防火対策 など

#### (2) 防災点検

自分たちの暮らしている地域を知っておくことは、防災活動上大切なことです。

がけ地や看板、ブロック塀、ガラスの落下など危険と思われる場所、集会所、コンビニエンスストア、病院など災害発生時に役立つ施設、公園や避難場所がどこにあるかなど、防災の視点で地域を点検しましょう。



災害時には、あらかじめ決めておいた避難経路に問題が生じることもあります。その時の状況に応じて臨機応変に対応できるよう、避難経路や避難場所を複数想定しておきましょう。

### (3) 避難行動要支援者の支援

災害時に大きな影響を受けやすいのは避難行動要支援者です。いざという時には、近所の方の支援が最も効果を発揮します。

#### ①地区内の避難行動要支援者の把握

民生委員と連携して、地域の避難行動要支援者の居住地や健康状態、必要とされる支援の内容について確認しましょう。

#### ②避難行動要支援者への支援方法の整理

災害時に「誰が、誰を、どのように避難支援するか」について、

- ・ 避難支援者や支援にあたる自主防災組織の班
- ・ 避難する場所や避難経路
- ・ 避難の方法やタイミング などについて、あらかじめ整理しておきましょう。

#### 避難行動要支援者の特性

- ① 災害の危険を察知することが困難である。
- ② 危険が迫っていても助けを求めることが困難である。
- ③ 危険を知らせる情報(避難情報など)を受け取ることが困難である。
- ④ 危険を知らせる情報が送られてきても、それに対応して行動することが困難である。



#### 避難行動要支援者支援のポイント

- **誘導の基本**  
周囲の状況や避難の指示などを伝えて安全な場所へ誘導しましょう。
- **寝たきり高齢者の場合**  
ひとりでの支援が難しい場合は、隣近所や町内会・自主防災組織などで協力し、担架や毛布などを使って避難を手伝いましょう。
- **目の不自由な人の場合**
  - 誘導する人のひじの少し上をつかんでもらいます。その際、誘導する人は、白杖の邪魔にならないように気をつけましょう。
  - 階段などの段差がある場合は、階段の直前でいったん止まり、段差があることと、上りか下りかを伝えます。誘導する人が一段先を歩くようにし、上りきったり、下りきったりしたときも、そのことを伝えましょう。
  - 危険な場所がある場合は、その状況を具体的に伝え、一番安全な方法で誘導しましょう。
- **車いすの介助のポイント**
  - 上り坂のときは進行方向に前向き、下り坂のときは進行方向に後ろ向きになって進みます。ひとりでの介助が無理なときは数人で力を合わせます。
  - 段差を上がるときは、ステッピングバーを踏み、ハンドグリップを押し下げ、前輪を段の上ののせてから、後輪を段の上上げます。
  - 段差を下りるときは、後ろ向きになって、まず後輪を下ろし、次に前輪を浮かせながら後ろに引き、前輪をゆっくり下ろします。



## 2. 活動編

### (4) 防災マップづくり

防災点検や避難行動要支援者の支援に関する活動で得られた情報を「防災マップ」として整理しておくこと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成し情報を共有することによって、地域の防災意識の向上にもつながります。

《参考》 防災マップにまとめておきたい情報の例

- 避難場所や避難経路
- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険区域
- 防災点検で発見した危険箇所（劣化したブロック塀など）
- 避難行動要支援者の居住地
- 消火器や消火栓など地域の消防水利
- 医療・介護機関 など

## (5) 防災訓練

防災訓練は、自主防災活動の「核」となります。

ここでは、防災訓練の主な内容を紹介しますが、いくつかの訓練を組み合わせての実施や、近隣の自主防災組織との合同実施など、様々な実施の形態があります。

地域の特性に応じた防災訓練を実施しましょう。

### ①情報収集・伝達訓練（関連情報P15）

地域の被害状況や住民の避難状況などの情報収集及び防災関係機関への報告、また、防災関係機関から発信される情報を地域住民に正しく伝達するための訓練。

### ②初期消火訓練（関連情報P15）

消火器、バケツなどを使用した初期消火の方法や、火災から身を守る方法などを習得するための訓練。

### ③救出・応急救護訓練（関連情報P16）

倒壊家屋などの下敷きになった人を救出する方法や、ケガ人の手当・搬送などの応急救護の方法などを習得するための訓練。

### ④避難訓練（関連情報P16）

組織ぐるみで避難の要領を把握し、突然の災害時にも落ち着いて速やかに安全な場所に避難できるようにするための訓練。

### ⑤炊き出し訓練（給食・給水訓練）（関連情報P17）

災害時において、地域住民に円滑に救援物資や飲料水を配給するための訓練。

### ⑥避難所運営訓練（関連情報P18）

多くの避難者が発生した場合において、避難所運営を円滑に進めるための訓練。

### ⑦近隣の自主防災組織との合同訓練

日頃から近隣の自主防災組織と合同で実施し、連絡網を作成するなど、協力体制を構築する訓練。

（広域な災害が発生した場合には、近隣の自主防災組織との連携、助け合いが必要になります。避難訓練を各自主防災会で行った後に、会場を移して他の訓練等を合同で実施するなどの方法があります。）

### ⑧その他

災害対策本部立ち上げ時の初動訓練、防災資機材の紹介及び取扱い訓練等。

## 2. 活動編

### ①情報収集伝達訓練

災害時は情報が錯そうします。自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、防災関係機関と地域住民との情報のやり取りができるよう伝達方法について整理しましょう。

#### 《情報収集訓練の例》

- ①情報班員に収集すべき情報の指示を出す。  
⇒避難状況、被害状況・火災発生状況、ライフラインの状況など
  - ②情報班員は現地にて情報を収集し、情報班長に報告する。
  - ③情報班長は収集した情報を取りまとめ、報告する。  
⇒地図上に集約するとイメージしやすい
- ※ 情報の収集や報告の際には、メモをとり、口頭のみでの伝達は避けましょう。

#### 《情報伝達訓練の例》

- ①情報班員は、模擬情報を情報班長に口頭とメモで示す。
  - ②情報班長は、わかりやすい伝達文にして班員に渡す。
  - ③情報班員は、地域を分担して巡回し、メガホン等で伝達する。
- ※ 効率よく情報伝達を行うために、あらかじめ情報伝達経路を決めておきましょう。  
(10～20世帯(班単位)で分割して巡回ルートを決めるなど)

### ②初期消火訓練

初期消火訓練には、消火器の取り扱い訓練のほか、119番通報訓練、バケツリレーによる消火訓練などがあります。

消火訓練等は、けがや事故を防ぐために、消防職員立ち合いのもとで実施してください

- 119番通報訓練を行う際には、事前に最寄りの消防分遣隊に訓練通報を行う旨の連絡が必要です。
  - 準備用品や方法等については、消防関係機関(消防分遣隊、消防団、消防設備業者等)に相談しましょう。
- ※ 消防設備業者については、タウンページの50音順索引より「消火器(消防用設備・用品・保守点検)」で検索できます。



### ③救出・応急救護訓練

救出・応急救護訓練は、ジャッキ、バール、はしご、ロープなどの救出用資機材の使用方やAEDなどの救急救命用資機材の使用法、毛布など身近な生活用品で応急担架を作成する方法、負傷者の応急手当の方法などを習得するための訓練です。

専門的な知識や技術を必要としますので、消防職員や日本赤十字社鹿児島県支部に指導を要請しましょう。

※地域に「どのような」救出用資機材や救急救命用資機材が、「どこに」備えられているか、あらかじめ確認しておきましょう。

### ④避難訓練

風水害や地震・津波、原子力災害、火災など災害の種類によって、避難行動が異なります。避難誘導班を中心とした地域の警戒避難体制を確認し、安全な場所まで迅速かつ安全に避難できるようにしましょう。

#### 《避難訓練の実施要領とポイント》

- ①自主防災組織災害対策本部の指示を受け、各地区で避難広報を実施する。
    - ⇒避難場所（一時的に集まる場所）を具体的に広報すること。
  - ②住民は電気のブレーカーを切りガスの元栓を閉めるなど、自宅の火災発生防止の処置を行って、避難場所に集合する。
    - ⇒隣近所に声を掛け合って避難するよう呼びかける。
  - ③避難途中は、事故防止に努めるとともに、高齢者や子どもなどを列の中心に配置して、逃げ遅れる人が出ないようにする。
  - ④避難場所で人員を点呼して安否確認を行い、全員の無事を確認して、本部に避難の完了を報告する。
    - ⇒避難行動要支援者の避難状況について確認し、誘導方法について検討する。
- 事前に災害の種別に応じた避難場所や避難経路、危険個所などを調べておく。
  - 避難場所へ向かうときにも、避難経路が安全であるか、危険個所がないかなど、確認を促す。
  - 避難の際に、非常持出品を携行しているか、動きやすい服装であるかなどをチェックする。

## 2. 活動編

### ⑤炊き出し訓練（給食・給水訓練）

ライフライン停止時において物資が供給されるまでの間、地域内で協力して給食・給水ができるように、大鍋や釜などを使用した炊き出し訓練を実施しましょう。

また、地域の給水拠点や飲料水を確保できる場所も調べておきましょう。

炊き出し訓練については、日本赤十字社鹿児島県支部が、ハイゼックス袋（非常用炊飯袋）を使用した訓練の指導を実施しています。

日本赤十字社鹿児島県支部に訓練指導を依頼する場合は、下記を参考に事前に打ち合わせておきましょう。

#### 《 日本赤十字社鹿児島県支部への訓練申込方法 》

- (1) 日本赤十字社鹿児島支部事業推進課（所在地：鴨池新町1-5、  
電話：099-252-0600）に訓練申込について連絡し、打合せの時間等  
について確認する。
- (2) 日本赤十字社鹿児島支部事業推進課に行き、下記の内容について打合せを行い、  
「非常炊き出し訓練の指導員派遣について」の申請書を記入し提出する。
  - ①訓練の日程や内容について
  - ②炊き出し用品の貸出について

（参考1：日本赤十字社鹿児島支部が準備可能な炊き出し用品）

- ・炊き出し釜    ・コンロ    ・炊飯袋（ハイゼックス）
- ・炊き出し説明書    など

（参考2：自主防災会で準備する炊き出し用品の例）

- ・無洗米（5kg×2）    ・薄くち醤油（1ℓ1本）    ・ザル    ・ひしゃく
- ・チャッカマン    ・箸    ・ポリバケツ    ・輪ゴム    ・コップ    ・台拭き
- ・ごみ袋    ・長机    ・ボール
- ・炊き出し用プロパンガスボンベ（20キロボンベ～2本）    など

#### 《 注意 》

災害時に日本赤十字社鹿児島県支部の協力が得られるとは限りません。

自主防災組織が単独で実施できるようノウハウを習得しましょう。

大鍋や釜などの炊き出し用品についても自主防災組織で備えておきましょう。



## ⑥避難所運営訓練

災害時の避難所運営は、自主防災組織の重要な役割の一つです。避難生活の長期化に備えて、生活のルールや運営方法について検討しておく必要があります。

施設管理者と十分に協議し、避難所として使える場所と使えない場所を明確に区分し、「避難所として使える場所」をみんなが使う「共用部分」と各世帯の生活の場としての「居住部分」に分けて運営しましょう。

### 《避難所運営訓練の実施要領》

#### 1 避難所の開設

市指定の避難場所は、避難所班員（市職員）によって開設されることが多いですが、万が一の場合に備えて、住民自らが避難所を開設する方法も考えておく。

#### 2 避難所施設の点検

避難所に入る前には、被害箇所や余震等で危険が及ぶ可能性がある箇所を点検する。

#### 3 避難者の把握

避難者を把握するため、名簿等を作成する。

※避難所班員（市職員）が避難者の集約を行います。スムーズに集約を行うためには、地域住民をよく把握している町内会・自主防災組織の協力が不可欠となります。

#### 4 部屋割り

本部室、物資置場、倉庫、配給所、調理室、医務室、談話室、面会室、更衣室、食堂、学習室、ボランティアルーム、情報掲示板、受付、仮設電話、テレビ、パソコン、ペット置場、洗濯場・物干し場、仮設トイレ、ゴミ置き場、喫煙等の場所決めを行う。

また、居住空間や通路、立ち入り禁止区域等についても施設管理者と相談して決める。

#### 5 避難所生活ルールを作成

避難者が少しでも快適な共同生活を送れるよう、最小限の生活のルールを定める。

生活の時間（起床、消灯、食事、清掃等）、基本的な事項（貴重品の管理、土足厳禁、コンセントの管理等）、場所を決めて行う事項（喫煙、飲酒、携帯電話の使用、見舞客の対応、ペットの管理等）、水や物資の管理、トイレの管理、ゴミ処理等のルールを決める。

#### 《ポイント》

- 避難所の運営主体は、避難者自身（地域住民）であることを忘れない。
- 運営計画の柱は、組織・生活のルール、部屋の使い方である。
- 高齢者や障害者、妊産婦などの避難行動要支援者に対しては、特に配慮する。
- 共同生活の場となる避難所では、普段通りの生活ができないことを十分に認識しておく。

## 1 訓練計画策定の手順

効果的な訓練を行うためには、地域の実情に沿った計画を策定することが重要です。

### 訓練目的 基本指針

- 正しい知識、技術を習得することを心がける
- どのような訓練を行うか検討する
- 防災関係機関等への指導依頼も検討する

### 目標決定 計画立案

- 日頃から防災に関する知識の習得に努め、段階的にレベルを上げていく
- 避難行動要支援者の支援にも配慮した訓練を計画する
- 一人でも多くの住民が参加できる日時を設定する  
(回覧板・伝言板・広報車等で周知徹底を図る)
- 訓練資機材の準備及び事前点検を行う

### 実施

- 訓練にあたっては、事故防止に努める
- 当日の天気についても留意して行う

### 点検 評価

- 訓練に使用した災害救助工具等の用品を点検する
- 訓練終了後に反省会を行い、参加者の感想、意見を集約する

### 是正 改善

- 参加者からの意見や役員会において出された提案等を参考に、訓練の計画や実施方法について改善策を検討する
- 近隣の組織との連携等についても検討する

### 次回訓練

- 次回に向けて、改善内容を盛り込んだ訓練計画を策定する

次ページ以降に訓練計画や訓練要領の例を記載していますので、参考にしてください。

## 【防災訓練マニュアル I】

# 豪雨災害編

## 令和〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施計画書（例）

主催 〇〇自主防災会

1 訓練日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） 〇〇時から〇〇時まで

2 場 所 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇運動公園  
雨天時 〇〇小学校体育館

3 訓練参加者 自主防災会役員及び地域住民

4 訓練参加機関 日本赤十字社鹿児島支部・〇〇消防署〇〇分遣隊  
消防団〇〇分団

### 5 訓練の目的

自然災害（地震、風水害、火災等）の発生に備え、自分の安全は自分で守る「自助」を災害対応の基本とし、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」という、隣保共同の精神と連帯感に基づき、自主防災会が機能し、迅速・的確な行動がとれるよう、また、地域住民の防災意識の高揚を図るため防災訓練を実施する。

### 6 災害の想定

鹿児島市は局地的に時間雨量80mmを超える集中豪雨に襲われ、がけ崩れや河川のはん濫等による災害の発生が予想されている。現在、〇〇地区においても、雨が降り続いており、今後も相当量の降雨が予想されていることから、地域住民は安全な避難経路を通して早期避難する必要がある。

### 7 訓練の内容

#### （1）自主防災会災害対策本部設置訓練

自主防災会役員は連絡を取り合って避難所に参集し、自主防災会災害対策本部を設置する。本部長は自主防災会の組織編成を行い、各班長に必要な指示を行うなどの初動訓練を行う。

#### （2）情報収集伝達訓練

自主防災会の情報班が、市や防災関係機関からの情報を住民に知らせる訓練及び地域の被災状況や避難生活の情報を本部長や市に報告する訓練を行う。

#### （3）避難訓練

地域の特性を考慮して避難経路を選定するなど、安全に避難するための訓練を行う。

- (4) 炊き出し訓練  
地域住民で協力して非常食を作成する訓練を行う。
- (5) 救急訓練  
消防職員等の指導により、応急手当法、心肺蘇生法、AED取扱い要領及び応急担架作成方法を習得する訓練等を行う。
- (6) 防災資機材の紹介及び説明等の訓練
  - ア 自主防災会に備えてある防災資機材の紹介・説明
  - イ 消防職員の指導で、土のうの作成及びロープ結索訓練を行う。

## 8 訓練の日程

- 8時30分 自主防災会災害対策本部設置
- 8時40分 情報収集伝達訓練開始
- 9時00分 住民の避難訓練開始  
( 自宅 ⇒ 一時避難場所 )  
  
炊き出し訓練開始
- 9時30分 避難完了報告 ～ 避難誘導班長が本部長へ報告
- 9時45分 開会式
- 10時00分 救急訓練
- 11時00分 防災資機材の紹介及び取扱い等の訓練
- 11時30分 閉会式

## 9 訓練当日までに準備するもの

- ア 会場設営（テント張り）・用具等点検は、訓練前日16時00分から実施
- イ 放送設備・机・椅子等の設営や炊き出し訓練の準備は、訓練当日8時00分から実施

### 防災訓練日程表（例）

訓練日 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）  
 訓練場所 〇〇運動公園  
 主催 〇〇自主防災会

時間	実施項目	実施内容
8:30 ～ 9:00	自主防災会対策本部 設置訓練	自主防災会の班編成及び初動活動
8:40 ～ 9:45	情報収集伝達訓練	情報班の情報収集伝達訓練
9:00 ～ 9:30	住民の避難訓練	情報班の広報及び避難誘導班の指示により地域ぐるみで避難所（訓練場）へ避難
9:00 ～ 11:30	炊き出し訓練	炊き上がりに時間を要するため炊き出し班は9:00開始
9:30 ～ 9:45	本部長へ避難完了報告	避難誘導班長が本部長へ報告
9:45 ～ 10:00	開会式	訓練開始宣言 挨拶等
10:00 ～ 11:00	救急訓練	応急手当法、心肺蘇生法、AED取扱い、応急担架作成訓練
11:00 ～ 11:30	防災資機材の紹介及び 取扱い訓練	土のう作成及びロープ結索等水防資機材の取扱い訓練
11:30 ～ 11:40	閉会式	訓練の講評 訓練終了宣言
11:40 ～ 12:00	後片付け	
炊き出し訓練で作成した非常食は、訓練終了後、参加者へ配付する。		

## 令和〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施要領(例)

主催 〇〇自主防災会

1 訓練日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） 〇〇時から〇〇時まで

2 場 所 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇小学校体育館  
雨天時 〇〇自治公民館

## 3 自主防災会災害対策本部設置訓練

集中豪雨により、がけ崩れや〇〇川のはん濫等による災害の発生が予想されていることから、自主防災会役員は連絡を取り合い、8時30分までに避難所に参集し、自主防災会災害対策本部を設置する。

本部長は自主防災会の組織編成を行い、各班長に次の要領で指示を行う。

## (1) 情報班長への指示要領

ア 「直ちに情報班を編成し、避難誘導班と協力して地区ごとに回り、避難の指示と避難所について住民に周知してください。また、情報収集を行い被災状況を本部へ報告してください。なお、救助事案等の緊急連絡は、直ちに119番通報をお願いします。」

(時間に余裕があるときは実際に119番し、事前に作成した模擬情報を通報する訓練を行う。)

《注意》 事前に最寄りの消防分遣隊に訓練通報を行う旨の連絡が必要

イ 「市や防災関係機関、テレビ、ラジオ等から情報収集を行い、得た情報を住民に伝達してください。」

## (2) 避難誘導班長への指示要領

「避難誘導班を編成し、避難情報が発令されていることを情報班と協力して地区ごとに回り、避難の指示と避難所について住民に周知してください。また、各地区ごとに誘導班員を配置し、消防団の協力を得て、避難所まで誘導してください。避難所に到着したら全員の無事を確認し、本部に避難の完了を報告してください。」

## (3) 総務班長への指示要領

「避難者名簿及び被災記録簿を作成し、時系列で記録してください。」

《参考》 事前に避難者名簿や被災記録簿を準備しておきましょう。

#### 4 情報収集伝達訓練

市や防災関係機関からの情報や指示事項、テレビ、ラジオから得た情報を迅速且つ正確に住民に伝達する訓練及び被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練を行う。

- (1) 市や防災関係機関からの情報や指示事項、テレビ、ラジオ等から得た情報を住民に伝達する訓練について
  - ア 本部長は、事前に作成した模擬情報を情報班長に紙記載で手渡す。
  - イ 情報班長は、情報班員の地区分担を行った後、情報班員に模擬情報を示し、住民への伝達を指示する。
  - ウ 情報班員は、情報をわかりやすい伝達文にして伝達する。
  - エ 情報班員は、情報をハンドマイク等で住民に伝達するが、伝達文を掲示板にも掲示する。
  - オ 消防団消防車のサイレンや半鐘で避難を伝達する。
- (2) 被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練について
  - ア 本部長は、情報班長に被災状況を収集するように指示する。
  - イ 情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す。
  - ウ 情報班員は、被災状況を現場で収集する。
  - エ 情報班員は、収集した情報（事前に作成した模擬情報）を情報班長に伝達する。
  - オ 情報班長は、情報を記録整理して市に報告する。

《参考》 鹿児島市地域防災計画において、「町内会長及び自主防災組織会長等は、その地域の被害状況、避難状況等を収集したときは、逐次最寄りの避難所班長（市職員）に通報するものとする」と定めています。

#### 5 避難訓練

避難訓練については、情報班とともに避難誘導員が本部からの指示を受けて、ハンドマイク等で避難の指示と地区ごとの一時避難場所を伝えて回るので、住民は隣近所で声を掛け合い、助け合って一時避難場所まで避難する。

- (1) 避難は原則徒歩とする。
- (2) 一時避難場所は、〇〇公民館とする。
- (3) 一時避難場所では、避難誘導員が人員の点呼、携行品などを点検する。
- (4) 避難に際しては、避難誘導員が本部に連絡を取り、避難所の受け入れ準備ができたことを確認後、避難誘導員が参加者の前後に立ち、消防団員等の協力を得て避難所まで誘導する。
- (5) 避難行動要支援者について支援者を定め、車椅子等での避難支援を行う。

- (6) 避難誘導員は、ラジオ付きライト、ハンドマイク、誘導灯等を携行し、高齢者や子どもを列の中心に配置して誘導する。また、避難者は、非常持出袋を携行し、避難誘導ロープを握って避難集団からはぐれないようにする。

《参考》 避難訓練の事前に、避難経路について防災点検を行い、複数の避難経路を検討しておくにより効果的です。

### 《避難時の心得》

- ア 避難時には火気の点検を行い、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切断し、避難に適した動きやすい服装（長袖、長ズボン、紐靴等の着装）で、隣近所助け合いながら一緒に避難する。
- イ 班長など、地域住民の名簿を持っている役員は、非常持ち出し袋等に入れて避難する。（避難所での避難者名簿作成に役立つ。）
- ウ 避難経路の選定は、がけ崩れ、ブロック塀の倒壊、川べり、蓋のない側溝など危険個所を避けるとともに、安全な経路を複数設定し、不測の状況に対応できるようにしておくことが重要である。また、夜間を想定して、照明等が設置されている経路を選択することが望ましい。
- エ 車での避難は特別な場合を除き控える。（自動車は浸水や道路の不通で動けなくなる場合があります、緊急車両の通行の妨げになります。）
- オ 大雨によりマンホールのふたが外れる場合があります。マンホールや側溝に注意しましょう。
- カ 河川が近くにある場合には、河川と反対側に避難する必要があります。水位が上昇している時に橋を渡るのは危険です。

《参考》 避難については、「水深50センチまでは避難できる」とか「早期避難が大切」などと言われますが、それは一つの目安であって絶対の法則ではありません。水深が浅くても水の流れが速く激しければ足を取られて流される危険があります。周囲の状況、刻々と変化する危機的状況の推移によって臨機応変に判断しましょう。

## 6 炊き出し訓練

炊き出し訓練の設営等は、8時00分から開始する。

- (1) 炊き出し用品（資機材、材料等）は事前に準備しておく。
- (2) 作成数 ○○食
- (3) 炊き出し訓練要員は、下記のとおり、各班から割り当てる。

町内会班名	割り当て人員	備考（役割など）
○○町内会 第1班	3名	
○○町内会 第2班	3名	
○○町内会 第3班	3名	
○○町内会 第4班	3名	
○○町内会 第5班	3名	

## 7 救急訓練

救急訓練については、○○消防署○○分遣隊の指導により実施する。

- (1) 心肺蘇生法とAED取扱い訓練（人形とAEDは消防署から借用）
  - (2) 止血法と骨折時の応急手当法（副子等による固定）
  - (3) 応急担架の作成訓練
    - ア 毛布による応急担架
    - イ 毛布と竹竿を使った応急担架
    - ウ 竹竿とロープを使った応急担架
    - エ 竹竿と洋服を使った応急担架と担架収容
    - オ 椅子等を使った搬送法
    - カ 徒手による搬送法
- 《注意》 応急担架の資材は自主防災会で準備しましょう。

## 8 防災資機材の紹介・取扱い訓練

- (1) 自主防災会が備えている防災資機材の紹介・説明
- (2) 土のう作成及びロープ結索法（消防署員の指導により実施する。）

## 9 訓練場の配置図添付（省略）

## 【防災訓練マニュアルⅡ】

# 地震・津波災害編

## 令和〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施計画書（例）

主催 〇〇自主防災会

- 1 訓練日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） 〇〇時から〇〇時まで
- 2 場 所 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇中央公園  
雨天時 〇〇小学校体育館
- 3 訓練参加者 自主防災会役員及び地域住民
- 4 訓練参加機関 日本赤十字社鹿児島支部・〇〇消防署〇〇分遣隊  
消防団〇〇分団

### 5 訓練の目的

自然災害（地震、風水害、火災等）の発生に備え、自分の安全は自分で守る「自助」を災害対応の基本とし、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」という、隣保共同の精神と連帯感に基づき、自主防災会が機能し、迅速・的確な行動がとれるよう、また、地域住民の防災意識の高揚を図るため防災訓練を実施する。

### 6 災害の想定

鹿児島市はマグニチュード7.1の大地震に襲われ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに、地震発生後に大津波警報が発表され、約30分後に津波が到達するとの情報から、地域ぐるみで高所へ避難する。

### 7 訓練の内容

#### （1）避難訓練

地震発生時の一連の避難行動訓練（大津波警報が発令された時の沿岸部住民等の避難訓練を含む。）を行う。

#### （2）自主防災会災害対策本部設置訓練

自主防災会役員は連絡を取り合って一時退避場所に参集し、自主防災会災害対策本部を設置する。本部長は自主防災会の組織編成を行い、各班長に必要な指示を行うなどの初動訓練を行う。

#### （3）情報収集伝達訓練

自主防災会の情報班が、市や防災関係機関からの情報を住民に知らせる訓練及び地域の被災状況や避難生活の情報を本部長や市に報告する訓練を行う。

(4) 炊き出し訓練

地域住民で協力して非常食を作成する訓練を行う。

(5) 救急訓練

消防職員等の指導により、応急手当法、心肺蘇生法、AED取扱い要領及び応急担架作成方法を習得する訓練等を行う。

(6) 消火訓練

消防職員の指導で、粉末消火器を使用した消火訓練を行う。

## 8 訓練の日程

- |        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 8時00分  | 避難訓練開始<br>(自宅 ⇒ 一時退避場所 ⇒ 高所の避難場所) |
| 8時20分  | 自主防災会災害対策本部設置                     |
| 8時25分  | 情報収集伝達訓練                          |
| 8時55分  | 本部長への避難状況報告                       |
| 9時00分  | 開会式<br><br>炊き出し訓練開始               |
| 9時20分  | 救急訓練                              |
| 10時30分 | 消火訓練                              |
| 11時20分 | 閉会式                               |

## 9 訓練当日までに準備するもの

- ア 会場設営(テント張り)・用具等点検は、訓練前日16:00から実施
- イ 放送設備・机・椅子等の設営や炊き出し訓練の準備は、訓練当日8時00分から実施

### 防災訓練日程表（例）

訓練日 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）  
 訓練場所 〇〇中央公園  
 主催 〇〇自主防災会

時間	実施項目	実施内容
8:00 ～ 8:30	自宅から一時退避場所に集合	自分や家族の安全を確保した後、一時退避場所に集合
8:20	自主防災会災害対策本部設置訓練	自主防災会の班編成及び初動活動
8:25 ～ 8:50	情報収集伝達訓練	情報班の情報収集伝達訓練
8:30 ～ 8:50	大津波警報発令により高所へ移動	地域ぐるみで高所の避難場所（訓練場）へ移動
8:55 ～ 9:00	本部長へ避難完了報告	避難誘導班長が本部長へ報告
9:00 ～ 9:20	開会式	訓練開始宣言 挨拶等
9:00 ～ 11:00	炊き出し訓練	炊き上がりに時間を要するため炊き出し班は9:00開始
9:20 ～ 10:30	救急訓練	応急手当法、心肺蘇生法、AED取扱い、応急担架作成訓練
10:30 ～ 11:20	消火訓練	粉末消火器の取扱い訓練
11:20 ～ 11:30	閉会式	訓練の講評 訓練終了宣言
11:30 ～ 12:00	後片付け	
炊き出し訓練で作成した非常食は、訓練終了後、参加者へ配付する。		

## 令和〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施要領(例)

主催 〇〇自主防災会

1 訓練日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） 〇〇時から〇〇時まで

2 場 所 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇中央公園  
雨天時 〇〇小学校体育館

### 3 避難訓練

地震発生（7時55分）直後は自分や家族の安全確保に努め、隣近所で声を掛け合い、助け合って8時30分までに一時退避場所に避難する。

一時退避場所に避難が終わったら、津波避難のため、高所の避難場所（訓練場）へ8時50分までに移動する。

- (1) 避難は原則徒歩とする。
- (2) 一時避難場所は、〇〇小学校校庭とする。
- (3) 一時避難場所では、避難誘導員が人員の点呼を行う。
- (4) 避難に際しては、避難誘導員が参加者の前後に立ち、消防団員等の協力を得て高所の避難場所へ誘導する。
- (5) 避難行動要支援者について支援者を定め、車椅子等での避難支援を行う。
- (6) 避難誘導員は、ヘルメットを着装し、ラジオ付きライト、ハンドマイク、誘導灯等を携行する。また、避難者は、ヘルメット、防空頭巾等を着装し、非常持出品を携行して、避難集団からはぐれないように避難する。

《参考》 避難訓練の事前に、避難経路について防災点検を行い、複数の避難経路を検討しておくことより効果的です。

### 《避難時の心得》

- ア 避難時には火気の点検を行い、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切断し、避難に適した動きやすい服装（長袖、長ズボン、底の厚い紐靴等の着装）で、隣近所助け合いながら一緒に避難する。
- イ 班長など、地域住民の名簿を持っている役員は、非常持ち出し袋等に入れて避難する。（避難所での避難者名簿作成に役立つ。）
- ウ 避難経路の選定は、がけ崩れ、ブロック塀の倒壊、落下物、川べりなど、危険が予想される個所を避けるとともに、安全な避難ルートを複数設定し、家屋の倒壊や火災の発生等に対応できるようにしておくことが重要である。また、夜間を想定して、照明等が設置されている経路を選択することが望ましい。

エ 津波避難については、できるだけ高いところへ避難するのが原則であるが、津波到達までの時間が短い場合には、付近の建物の高所への避難を検討する。

《参考》 日頃から避難する時間に余裕のある場合とない場合の避難場所を考えておくことが重要です。

#### 4 自主防災会災害対策本部設置訓練

地震発生後、自主防災会会長は役員と連絡を取り合い、8時20分に自主防災会災害対策本部を設置する。

本部長は自主防災会の組織編成を行い、各班長に次の要領で指示を行う。

##### (1) 情報班長への指示要領

ア 「直ちに情報班を編成し、大津波警報が発令されたことを避難誘導班と協力して避難の指示と避難場所について住民に周知してください。また、情報収集を行い被災状況を本部へ報告してください。なお、救助事案等の緊急連絡は、直ちに119番通報をお願いします。」

(時間に余裕があるときは実際に119番し、事前に作成した模擬情報を通報する訓練を行う。)

《注意》 事前に最寄りの消防分遣隊に訓練通報を行う旨の連絡が必要

イ 「市や防災関係機関、ラジオ等から情報収集を行い、得た情報を住民に伝達してください。」

##### (2) 避難誘導班長への指示要領

「避難誘導班を編成し、大津波警報が発令されていることを情報班と協力して地区ごとに回り、避難の指示と避難場所について住民に周知してください。また、各地区ごとに誘導班員を配置し、消防団の協力を得て、高所の避難場所へ誘導してください。避難所に到着したら全員の無事を確認し、本部に避難の完了を報告してください。」

##### (3) 総務班長への指示要領

「避難者名簿及び被災記録簿を作成し、時系列で記録してください。」

《参考》 事前に避難者名簿や被災記録簿を準備しておきましょう。

## 5 情報収集伝達訓練

市や防災関係機関からの情報や指示事項、テレビ、ラジオから得た情報を迅速且つ正確に住民に伝達する訓練及び被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練を行う。

(1) 市や防災関係機関からの情報や指示事項、テレビ、ラジオ等から得た情報を住民に伝達する訓練について

- ア 本部長は、事前に作成した模擬情報を情報班長に紙記載で手渡す。
- イ 情報班長は、情報班員の地区分担を行った後、情報班員に模擬情報を示し、住民への伝達を指示する。
- ウ 情報班員は、情報をわかりやすい伝達文にして伝達する。
- エ 情報班員は、情報をハンドマイク等で住民に伝達するが、伝達文を掲示板にも掲示する。(伝達については、海水浴等の人々にも留意する。)
- オ 消防団消防車のサイレンや半鐘で避難を伝達する。

(2) 被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練について

- ア 本部長は、情報班長に被災状況を収集するように指示する。
- イ 情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す。
- ウ 情報班員は、被災状況を現場で収集する。
- エ 情報班員は、収集した情報(事前に作成した模擬情報)を情報班長に伝達する。
- オ 情報班長は、情報を記録整理して市に報告する。

《参考》 鹿児島市地域防災計画において、「町内会長及び自主防災組織会長等は、その地域の被害状況、避難状況等を収集したときは、逐次最寄りの避難所班長(市職員)に通報するものとする」と定めています。

## 6 炊き出し訓練

炊き出し訓練の設営等は、8時00分から開始する。

- (1) 炊き出し用品(資機材、材料等)は事前に準備しておく。
- (2) 作成数 ○○食
- (3) 炊き出し訓練要員は、下記のとおり、各班から割り当てる。

町内会班名	割り当て人員	備考(役割など)
○○町内会 第1班	3名	
○○町内会 第2班	3名	
○○町内会 第3班	3名	
○○町内会 第4班	3名	
○○町内会 第5班	3名	

## 7 救急訓練

救急訓練については、〇〇消防署〇〇分遣隊の指導により実施する。

- (1) 心肺蘇生法とAED取扱い訓練（人形とAEDは消防署から借用）
  - (2) 止血法と骨折時の応急手当法（副子等による固定）
  - (3) 応急担架の作成訓練
    - ア 毛布による応急担架
    - イ 毛布と竹竿を使った応急担架
    - ウ 竹竿とロープを使った応急担架
    - エ 竹竿と洋服を使った応急担架と担架収容
    - オ 椅子等を使った搬送法
    - カ 徒手による搬送法
- 《注意》 応急担架の資材は自主防災会で準備しましょう。

## 8 消火訓練

消火訓練については、〇〇消防署〇〇分遣隊の指導により実施する。

- (1) 準備資機材
  - ・オイルパン ・灯油 ・点火棒 ・チャッカマン ・消火器〇本 ・バケツ

※オイルパン・灯油・点火棒の手配については、消防署または消防設備業者に相談しましょう。
- (2) 訓練手順

消防職員から消火器の使用方法等について説明を受けた後、各班から1名ずつ消火訓練を行う。

《参考》 火災を発見したら、先ず「火事だ！」と叫び、火災を周囲の人に知らせることが大切です。声が出ないときは、バケツなど音の出るものを叩いて異常を知らせましょう。

また、消火活動については、天井に火が付いたら消火が困難になりますので直ちに避難しましょう。

## 9 訓練場の配置図別紙添付（省略）

【防災訓練マニュアルⅢ】

# 地震災害編 (合同訓練)

## 令和〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施計画書（例）

主催 〇〇校区コミュニティ協議会  
（〇〇校区町内会連合会）

1 訓練日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） 〇〇時から〇〇時まで

2 場 所 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇小学校校庭  
雨天時 〇〇小学校体育館

3 訓練参加者 〇〇校区内の自主防災会役員及び地域住民

4 訓練参加機関 日本赤十字社鹿児島支部・〇〇消防署〇〇分遣隊  
消防団〇〇分団

### 5 訓練の目的

自然災害（地震、風水害、火災等）の発生に備え、自分の安全は自分で守る「自助」を災害対応の基本とし、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」という、隣保共同の精神と連帯感に基づき、自主防災会が機能し、迅速・的確な行動がとれるよう、また、地域住民の防災意識の高揚を図るため防災訓練を実施する。

### 6 災害の想定

鹿児島市はマグニチュード7.1の大地震に襲われ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。また、校区内においても、火災が多発し延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となった。

### 7 訓練の内容

#### （1）避難訓練

地震発生時の一連の避難行動訓練を行う。

#### （2）校区災害対策本部設置訓練

地震発生に伴って、校区公民館運営審議会委員長及び各自主防災会会長が連携して校区災害対策本部を設置し、初動体制を確立させる訓練を行う。

#### （3）情報収集伝達訓練

地震災害時に校区内の各自主防災会の情報班が、市や防災関係機関からの情報を住民に知らせる訓練及び地域の被災状況や避難生活の情報を校区災害対策本部長や市に報告する訓練を行う。

(4) 救急訓練

消防職員等の指導により、応急手当法、心肺蘇生法、AED取扱い要領及び応急担架作成方法を習得する訓練等を行う。

(5) 消火訓練

消防署員の指導で、粉末消火器を使用した消火訓練等を行う。

(6) 炊き出し訓練

地域住民で協力して非常食を作成する訓練を行う。

## 8 訓練の日程

8時00分	避難訓練開始
8時45分	校区災害対策本部設置 (各自主防災会の役員は、8:40までに避難所に参集)
8時50分	情報収集伝達訓練
9時00分	開会式  炊き出し訓練開始
9時20分	救急訓練
10時20分	消火訓練
11時20分	閉会式

## 9 訓練当日までに準備するもの

ア 会場設営(テント張り)・用具等点検は、訓練前日16:00から実施

イ 放送設備・机・椅子等の設営や炊き出し訓練の準備は、訓練当日8時00分から実施

### 防災訓練日程表（例）

訓練日 令和〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）  
 訓練場所 〇〇小学校校庭  
 主 催 〇〇校区コミュニティ協議会  
 （〇〇校区町内会連合会）

時 間	実施項目	実施内容
8 : 0 0 ～ 8 : 2 0	自宅から一時退避場所に集合	自分や家族の安全を確保した後、一時退避場所に集合
8 : 2 0 ～ 8 : 4 5	一時退避場所から避難所（訓練場）に移動	安全な避難経路を選定し、地域ぐるみで避難所に集合
8 : 4 5 ～ 8 : 5 0	校区災害対策本部設置訓練	各自主防災会会長は、避難状況を本部長へ報告
8 : 5 0 ～ 9 : 0 0	情報収集伝達訓練	情報班の情報収集伝達訓練
9 : 0 0 ～ 9 : 2 0	開会式	訓練開始宣言 挨拶等
9 : 0 0 ～ 1 1 : 0 0	炊き出し訓練	炊き上がりに時間を要するため炊き出し班は9 : 0 0開始
9 : 2 0 ～ 1 0 : 2 0	救急訓練	応急手当法、心肺蘇生法、A E D取扱い、応急担架作成訓練
1 0 : 2 0 ～ 1 1 : 2 0	消火訓練	消火器の取扱い訓練 食用油の過熱着火による火災消火実験 煙中体験訓練
1 1 : 2 0 ～ 1 1 : 3 0	閉会式	訓練の講評 訓練終了宣言
1 1 : 3 0 ～ 1 2 : 0 0	後片付け	
炊き出し訓練で作成した非常食は、訓練終了後、参加者へ配付する。		

## 令和〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施要領(例)

主催 〇〇校区コミュニティ協議会  
(〇〇校区町内会連合会)

1 訓練日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日(曜日) 〇〇時から〇〇時まで

2 場所 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇小学校校庭  
雨天時 〇〇小学校体育館

### 3 避難訓練

地震発生(7時55分)直後は自分や家族の安全確保に努め、隣近所で声を掛け合い、助け合って8時30分までに一時退避場所に避難する。

地震時の一時退避場所に避難が終わったら避難所(訓練場)へ8時50分までに移動する。

(1) 避難は原則徒歩とする。

(2) 一時避難場所は、下記のとおりとする。

ア	〇〇自主防災会	〇〇町〇〇番地	〇〇東公園
イ	〇〇自主防災会	〇〇町〇〇番地	〇〇南公園
ウ	〇〇自主防災会	〇〇町〇〇番地	〇〇緑地帯
エ	〇〇自主防災会	〇〇町〇〇番地	〇〇北公園
オ	〇〇自主防災会	〇〇町〇〇番地	〇〇西公園
カ	〇〇自主防災会	〇〇町〇〇番地	〇〇集会場前広場

(3) 一時避難場所では、避難誘導員が人員の点呼を行う。

(4) 避難行動要支援者について支援者を定め、車椅子等での避難支援を行う。

(5) 避難誘導員は、ヘルメットを着装し、ラジオ付きライト、ハンドマイク、誘導灯等を携行する。また、避難者は、ヘルメット、防空頭巾等を着装し、非常持出品を携行して、避難集団からはぐれないように避難する。

《参考》 近隣の福祉施設や事業所等(以下、「福祉施設等」という。)に対し、訓練参加を呼び掛けるなど、日ごろから福祉施設等との協力体制を構築しておくことも重要です。

### 《避難時の心得》

ア 避難時には火気の点検を行い、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切断し、避難に適した動きやすい服装(長袖、長ズボン、底の厚い紐靴等の着装)で、隣近所助け合いながら一緒に避難する。

- イ 班長など、地域住民の名簿を持っている役員は、非常持ち出し袋等に入れて避難する。(避難所での避難者名簿作成に役立つ。)
- ウ 避難経路の選定は、がけ崩れ、ブロック塀の倒壊、落下物、川べりなど、危険が予想される個所を避けるとともに、安全な避難ルートを複数設定し、家屋の倒壊や火災の発生等に対応できるようにしておくことが重要である。また、夜間を想定して、照明等が設置されている経路を選択することが望ましい。
- エ 避難の際には、近隣の避難行動要支援者への声掛けや避難支援を心掛ける。

《参考》 火災は風上から風下へ、また、低所から高所へ延焼する特性があります。高所に避難すると、煙と熱気が流れてきて、避難経路が塞がれることも考えられます。高台の団地等では地震火災が想定されることから、低所の方に避難することも考慮しましょう。

《事例》 大正12年9月1日に発生した関東大震災では、広場や橋の袂で多くの焼死者が発見されており、多くの住民が避難した場所が火災旋風に襲われ、火に囲まれて脱出できなかったことを示しています。

#### 4 校区災害対策本部設置訓練

地震の発生により、建物、道路に甚大な被害を被り、また、人的被害も発生している。火災も延焼拡大し、地域住民の広域な避難が必要になったことから、校区コミュニティ協議会会長は、校区内の自主防災会会長と協議し、8時30分に校区コミュニティ協議会会長を本部長とする「〇〇校区災害対策本部」を設置する。

本部長は、各自主防災会会長に初動体制を取るよう指示する。

各自主防災会会長は、自主防災会の編成を行い、各班長に次の要領で初期活動を実施するよう指示する。

##### (1) 情報班長への指示要領

「直ちに情報班を編成し、情報収集を行い被災状況を本部へ報告してください。なお、救助事案等の緊急連絡は、直ちに119番通報をお願いします。」

※時間に余裕があるときは実際に119番し、事前に作成した模擬情報を通報する訓練を行う。

《注意》 事前に最寄りの消防分遣隊に訓練通報を行う旨の連絡が必要

(2) 避難誘導班長への指示要領

「避難誘導班を編成し、地区ごとに回り避難の指示と避難所について住民に周知してください。また、各地区ごとに誘導班員を配置し、消防団の協力を得て、避難所へ誘導してください。避難所に到着したら全員の無事を確認し、本部に避難の完了を報告してください。」

(3) 総務班長への指示要領

「避難者名簿及び被災記録簿を作成し、時系列で記録してください。」

《参考》 事前に避難者名簿や被災記録簿を準備しておきましょう。

## 5 情報収集伝達訓練

市や防災関係機関からの情報や指示事項、テレビ、ラジオから得た情報を迅速且つ正確に住民に伝達する訓練及び被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練を行う。

(1) 市や防災関係機関からの情報や指示事項、テレビ、ラジオ等から得た情報を住民に伝達する訓練について

- ア 本部長は、事前に作成した模擬情報を情報班長に紙記載で手渡す。
- イ 情報班長は、情報班員の地区分担を行った後、情報班員に模擬情報を示し、住民への伝達を指示する。
- ウ 情報班員は、情報をわかりやすい伝達文にして伝達する。
- エ 情報班員は、情報をハンドマイク等で住民に伝達するが、伝達文を掲示板にも掲示する。(伝達については、海水浴等の人々にも留意する。)
- オ 消防団消防車のサイレンや半鐘で避難を伝達する。

(2) 被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練について

- ア 本部長は、情報班長に被災状況を収集するように指示する。
- イ 情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す。
- ウ 情報班員は、被災状況を現場で収集する。
- エ 情報班員は、収集した情報（事前に作成した模擬情報）を情報班長に伝達する。
- オ 情報班長は、情報を記録整理して市に報告する。

《参考》 鹿児島市地域防災計画において、「町内会長及び自主防災組織会長等は、その地域の被害状況、避難状況等を収集したときは、逐次最寄りの避難所班長（市職員）に通報するものとする」と定めています。

## 6 炊き出し訓練

炊き出し訓練の設営等は、8時00分から開始する。

- (1) 炊き出し用品（資機材、材料等）は事前に準備しておく。
- (2) 作成数 ○○食
- (3) 炊き出し訓練要員は、下記のとおり、各班から割り当てる。

町内会班名	割り当て人員	備考（役割など）
○○町内会 第1班	3名	
○○町内会 第2班	3名	
○○町内会 第3班	3名	
○○町内会 第4班	3名	
○○町内会 第5班	3名	

## 7 救急訓練

救急訓練については、○○消防署○○分遣隊の指導により実施する。

- (1) 心肺蘇生法とAED取扱い訓練（人形とAEDは消防署から借用）
  - (2) 止血法と骨折時の応急手当法（副子等による固定）
  - (3) 応急担架の作成訓練
    - ア 毛布による応急担架
    - イ 毛布と竹竿を使った応急担架
    - ウ 竹竿とロープを使った応急担架
    - エ 竹竿と洋服を使った応急担架と担架収容
    - オ 椅子等を使った搬送法
    - カ 徒手による搬送法
- 《注意》 応急担架の資材は自主防災会で準備しましょう。

## 8 消火訓練

消火訓練については、○○消防署○○分遣隊の指導により実施する。

※準備資機材の手配について、事前に消防署や消防設備業者、ガス事業者に相談しておきましょう。

- (1) 粉末消火器を使った消火訓練
  - ア 準備資機材
    - ・オイルパン ・灯油 ・点火棒 ・チャッカマン ・消火器○本 ・バケツ
  - イ 訓練手順
 

消防職員から消火器の使用方法等について説明を受けた後、各自主防災会

から1名ずつ消火訓練を行う。

《参考》 火災を発見したら、先ず「火事だ！」と叫び、火災を周囲の人に知らせることが大事です。声が出ないときは、バケツなど音の出るものを叩いて異常を知らせましょう。  
また、消火活動については、天井に火が付いたら消火が困難になりますので直ちに避難しましょう。

(2) 食用油の過熱着火による火災実験

ア 準備資機材

- ・実験用ガスボンベ（10キロボンベ）～1本
- ・実験用コンロ（2連）～1基 ・油鍋 ・食用油 ・チャッカマン ・柄杓
- ・バスタオル1枚 ・スプレー式簡易消火具1本 ・消火クロス1枚
- ・水バケツ

イ 訓練手順

消防職員から食用油の着火について説明を受けた後、その消火法について実演してもらう。

(3) 煙中体験訓練

ア 準備資機材

- ・テント1張り（小学校から借用）
- ・テントを覆うブルーシート ～ 4枚（自主防災会で準備）
- ・スモークマシーン（発煙筒）・タオル・ビニール袋

イ 訓練手順

消防職員から煙の性質について説明を受けた後、煙中体験をする。

9 訓練場の配置図別紙添付（省略）

## 4. 補助申請編

### 1-1. 資機材整備補助金の交付の流れ、記入例

#### (1) 自主防災会で協議し、整備する防災資機材を決定

##### 自主防災会の手続き① 「交付申請書類の提出」

- ・ 交付申請書（様式1）
- ・ 収支予算書

・ 交付決定通知書（危機管理課から送付）

#### (2) 防災資機材の購入（町内会予算から立替払いなど）

※交付決定日前の購入は、補助の対象となりません。

防災資機材購入後

#### (3) 補助金額確定後の請求

##### 自主防災会の手続き② 「実績報告及び請求に係る書類の提出」

- ・ 実績報告書（様式4）
- ・ 収支決算書
- ・ 領収書の写し〔領収書の名前は「〇〇自主防災会」〕
- ・ 交付請求書（様式6）
- ・ 委任状兼口座振替依頼書
- ・ 預金通帳の写し

・ 確定通知書（危機管理課から送付）

・ 助成金の交付〔指定口座への振込〕

#### ※ 注意事項

- 1 印鑑は、「代表者の個人印」をご使用ください。
- 2 印鑑は、各提出書類で同じものをご使用ください。

## 1-2. 資機材整備補助金の交付申請書

様式第1（第4条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

申請者の住所 鹿児島市 山下町〇〇-〇〇

申請者の氏名 〇〇〇〇自主防災会

会長 〇〇 〇〇

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

※押印は不要です

## 補助金等交付申請書

鹿児島市補助金等交付規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等の名称	鹿児島市自主防災組織資機材整備補助事業
補助事業等の目的及び内容	災害による被害の防止又は軽減を図るため、自主防災活動に必要な資機材を整備するもの
交付申請金額	※収支予算書の総額が 100,000円以上 ⇒ 100,000円と記入 100,000円未満 ⇒ 実額を記入 100,000円
添付書類	(1) 資機材購入経費収支予算書

**4. 補助申請編**

**1-3. 資機材整備補助金の収支予算書**

資機材購入経費 収支予算書

収入

費用	予算額(円)		備考
資機材整備補助金	100,000		←100,000円を上限に記入。 100,000円を超えない場合は実額を記入
町内会より	1,000		←100,000円を超えた分の金額を記入
計	101,000		

同額

支出

品名	予算額(円)	備考
購入を予定している品名を記入 (認められる例) 携帯ラジオライト、メガホン、ヘルメット、避難誘導用ロープ、ブルーシート、資機材格納庫など、 <u>防災上、必要と認められるもの</u>	左記の品物を購入する際の予算額を記入 (概算で結構です)	左記の品物について、品名だけでは防災上必要と判断し難いものについて、補足を記入 (例) ・〇〇に使用 ・避難所への備蓄用 など
計	101,000	

## 1-4. 資機材整備補助金の実績報告書

様式第4（第14条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

補助事業者等の住所 鹿児島市山下町〇〇-〇〇

補助事業者等の氏名 〇〇〇〇自主防災会

会長 〇〇 〇〇

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

※あらかじめ印字して用紙を送付  
します

※押印は不要です

## 補助事業等実績報告書

鹿児島市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	令和 年 月 日	指令番号	指令危機第 - 資 - 号
補助事業等の名称	鹿児島市自主防災組織資機材整備補助事業		
補助事業等の完了年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	← 精算完了日（最終精算分の領収日と同じ年月日）を記入	
補助金等の交付決定額	100,000 円		
補助金等の既交付金額	0 円		
添付書類	(1) 資機材購入経費収支決算書 (2) 資機材購入に要した経費の領収書の写し		

**4. 補助申請編**

**1-5. 資機材整備補助金の収支決算書**

資機材購入経費 収支決算書

収入 「収支予算書」と同じ金額を記入

費用	予算額(円)	決算額(円)	備考
資機材整備補助金	100,000	100,000	
町内会より	1,000	10,000	
計	101,000	110,000	

同額

支出

資機材等の名称	規格	数量	単価	金額	備考
<p>実際に購入した物の品名を記入</p> <p>※領収書や請求書に記載されている品名の通り記入してください</p>	<p>左記の品物の規格(型番・サイズなど)を記入</p> <p>※領収書や請求書に記載されている通りに記入してください</p> <p>※領収書や請求書に記載がない場合には、製品のシールやタグ等で確認して記入してください</p>			<p>左記の品物について購入した数量・単価・金額を記入</p> <p>※領収書や請求書に記載されている通り記入してください</p>	
計				110,000	

## 1-6. 資機材整備補助金の領収書

## 領収書について

①自主防災組織名が記載されていること

②交付決定日（指令年月日）以降かつ、  
補助事業の完了年月日以内であること

## 領 収 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇自主防災会 殿

金額				¥	〇	〇	〇	〇	〇
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

但し 〇〇〇〇代として

上記の金額正に領収いたしました

株式会社 〇〇〇〇  
鹿児島市山下町〇番〇号  
〇〇 〇〇

③防災に関する品名が記入されていること

複数の商品をまとめて標記している場合には、  
レシートを添付するか、内訳を記載すること

④原則、店舗の領収であること

個人が領収する場合には、住所・  
名前の記載と捺印が必要



1-8. 資機材整備補助金の委任状兼口座振替依頼書

令和 年 月 日

委任状兼口座振替依頼書

鹿児島市長 殿

- 1 代表者の「私印」を使用すること  
(町内会等の角印不可、シャチハタ不可)
- 2 補助金等交付請求書に押印する場合は、「同じ印鑑」を使用すること  
(異なる場合には差替が必要になります)

委任者 住 所 鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号  
 防災会名 〇〇自主防災会  
 会長名 〇〇 〇〇



令和〇年度の資機材整備補助金に係る代金受領につきましては、下記の者に委任します。

振込先の口座名義が町内会（組織）や、上記の会長（組織の代表）以外の場合に記入が必要になります。

（例）

- ・委任者：鹿児島自主防災会
- ・口座振込先：鹿児島町内会 の場合など

住 所 鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号  
 組織名 〇〇町内会  
 会長名 〇〇 〇〇

印

請求金の支払いにつきましては、下記の口座に振り替えてくださるよう依頼いたします。

記

〔口座振込先〕

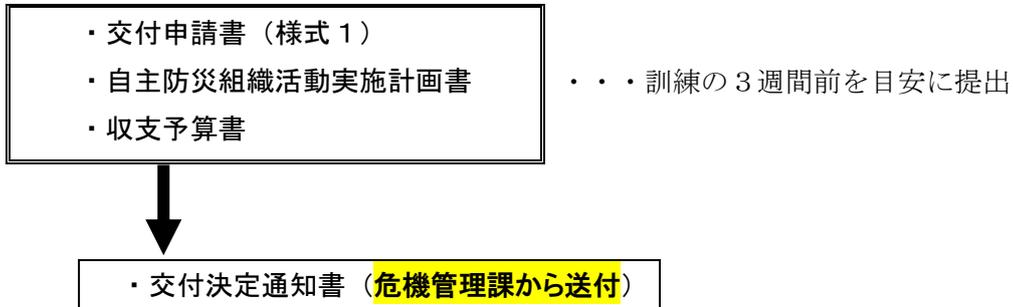
金融機関名	種別	口座番号	口座名義
〇〇〇 銀行 金庫 農協	普通	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 町内会
〇〇〇 支店 支所 出張所	貯蓄 当座		〇〇〇 町内会

これまでどおり、単独で  
助成金を申請・請求・受領  
する場合

2-1. 活動助成金の交付の流れ、記入例

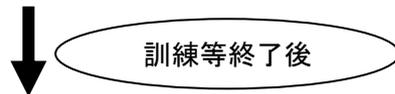
(1) 自主防災会で協議し、自主防災組織の活動計画を決定

自主防災会の手続き① 「 交付申請書類の提出 」



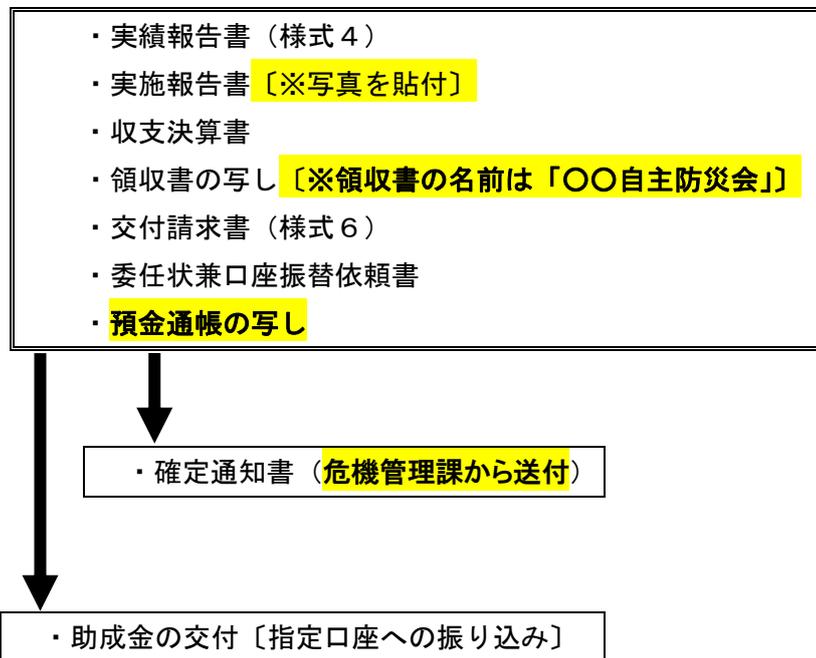
(2) 活動実施及び必要品の購入 (町内会予算から立替払い)

※交付決定日前の購入は、補助の対象となりません。



(3) 補助金額確定後の請求

自主防災会の手続き② 「 実績報告及び請求に係る書類の提出 」



※ 注意事項

- 1 印鑑は、「代表者の個人印」をご使用ください。
- 2 印鑑は、各提出書類で同じものをご使用ください。

## 2-2. 活動助成金の交付申請書

様式第1（第4条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

申請者の住所 鹿児島市 山下町〇〇-〇〇

申請者の氏名 〇〇〇〇自主防災会

会長 〇〇 〇〇

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

※押印は不要です

## 補助金等交付申請書

鹿児島市補助金等交付規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等の名称	鹿児島市自主防災組織活動助成事業
補助事業等の目的及び内容	災害による被害の防止又は軽減を図るため、防災活動を実施するもの
交付申請金額	※収支予算書の総額が 20,000円以上 ⇒ 20,000円と記入 20,000円未満 ⇒ 実額を記入 <b>20,000円</b>
添付書類	(1) 自主防災活動実施計画書 (2) 自主防災活動経費収支予算書

2-3. 活動助成金の実施計画書

自主防災活動実施計画書

次の要領で防災活動を実施します。

- ↓曜日
- 1 防災活動実施日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)  
〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇
  - 2 防災活動実施場所 〇〇〇小学校、〇〇〇公民館 など
  - 3 防災活動参加予定数
    - (1) 参加世帯数 〇〇世帯
    - (2) 参加者数 〇〇〇人
  - 4 防災活動の内容
 

〇〇を想定した避難訓練、危険箇所点検、消火訓練、救急救命訓練、炊き出し訓練、防災研修会、避難行動要支援者支援 など
  - 5 防災活動参加機関名
    - (1) 市消防局〇〇分遣隊 など
    - (2)
    - (3)
    - (4)
    - (5)
  - 6 新型コロナウイルス感染症対策について、以下の対策を行います。  
**※実施する項目の番号に〇をしてください。**
    - (1) 「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの「密」を徹底的に回避
      - ・人と人との十分な間隔（できれば2mを目安に）を確保
      - ・十分な座席の間隔（四方を開けた座席配置等）を確保
      - ・必要に応じ入場の制限等を講ずる
    - (2) 咳エチケットや手洗い、消毒液の配置、マスクの着用、室内の換気などの基本的な感染症対策を徹底
    - (3) 具合の悪い方、発熱や感冒症状で受診や服薬等した方への自粛の呼びかけ
    - (4) その他 ( )

※概数で結構ですが、参加者数は、「世帯」数以上になるように記入してください。

## 2-4. 活動助成金の収支予算書

## 自主防災活動経費 収支予算書

収入

費用	予算額(円)		備考
活動助成金	20,000	←20,000円を上限に記入。 20,000円を超えない場合は 実額を記入	
町内会より	1,000	←20,000円を超えた分の金 額を記入	
計	21,000		同額

支出

品名	予算額(円)	備考
<p>購入を予定している品名を記入 (認められる例) 非常食、非常飲料水、炊き出し訓練材料、防災用品(携帯ラジオ等)など、<u>防災活動上、必要と認められるもの</u></p> <p>(認められない例) お弁当、ジュース、お菓子、参加賞、保険料など、<u>防災活動と関係がないもの</u></p>	<p>左記の品物を購入する際の予算額を記入 (概算で結構です)</p>	<p>左記の品物について、品名だけでは防災活動上必要と判断し難いものについて、補足を記入 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇訓練に使用</li> <li>・避難所への備蓄用</li> </ul> <p>など</p>
計	21,000	

**4. 補助申請編**

**2-5. 活動助成金の実績報告書**

様式第4 (第14条関係)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

補助事業者等の住所 鹿児島市山下町〇〇-〇〇  
 補助事業者等の氏名 〇〇〇〇自主防災会  
 会長 〇〇 〇〇

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

※あらかじめ印字して用紙を送付  
 します

※押印は不要です

補助事業等実績報告書

鹿児島市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	令和 年 月 日	指令番号	指令危機第 - 活 - 号
補助事業等の名称	鹿児島市自主防災組織活動助成事業		
補助事業等の完了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ← 活動を実施した日と精算完了日(最終精算分の領収日)のうち、遅い年月日を記入 活動 4/10 < 精算 4/15 の場合…「4/15」 活動 4/10 > 精算 4/ 8 の場合…「4/10」		
補助金等の交付決定額	20,000 円		
補助金等の既交付金額	0 円		
添付書類	(1) 自主防災組織活動実施報告書及び実施状況写真 (2) 補助事業等に係る収支決算書及び領収書の写し		

## 2-6. 活動助成金の実施報告書

## 自主防災組織活動実施報告書

- 1 実施日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
9:00 ~ 11:00
- 2 参加者数 (1) 参加世帯数 〇〇世帯  
(2) 参加者数 〇〇〇人
- 3 実施内容 実施計画書のとおり

当日の参加実績を記入  
※参加者数は、「世帯」数以上になる  
ように記入してください。

(実施状況写真)

写真を2枚貼り付けてください

4. 補助申請編

2-7. 活動助成金の収支決算書

自主防災組織活動経費 収支決算書

収入 「収支予算書」と同じ金額を記入

費用	予算額(円)	決算額(円)	備考
活動助成金	20,000	20,000	
町内会より	1,000	5,000	
計	21,000	25,000	同額

支出

品名	決算額(円)	備考
<p>実際に購入した物の品名を記入</p> <p>※領収書の但し書きに記入されている通りに記入してください</p>	<p>左記の品物の購入に係る実費を記入</p> <p>※領収書の金額の通りに記入してください</p>	<p>左記の品物について、品名だけでは防災活動上必要と判断し難いものについて、補足を記入(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇訓練に使用</li> <li>・避難所への備蓄用</li> </ul> <p>など</p>
計	25,000	

## 2-8. 活動助成金の領収書

## 領収書について

①自主防災組織名が記載されていること

②交付決定日（指令年月日）以降かつ、  
補助事業の完了年月日以内であること

領 収 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇自主防災会 殿

金額					¥	〇	〇	〇	〇	〇
----	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---

但し 非常食代として（カンパン、缶詰代）  
上記の金額正に領収いたしました

株式会社 〇〇〇〇  
鹿児島市山下町〇番〇号  
〇〇 〇〇

③防災に関する品名が記入されていること

複数の商品をまとめて標記している場合には、  
レシートを添付するか、内訳を記載すること

④原則、店舗の領収であること

個人が領収する場合には、住所・  
名前の記載と捺印が必要



2-10. 活動助成金の委任状兼口座振込依頼書

令和 年 月 日

委任状兼口座振替依頼書

鹿児島市長 殿

- 1 代表者の「私印」を使用すること  
(町内会等の角印不可、シャチハタ不可)
- 2 補助金等交付請求書に押印する場合は、  
「同じ印鑑」を使用すること  
(異なる場合には差替が必要になります)

委任者

住 所 鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号  
 防災会名 〇〇自主防災会  
 会長名 〇〇 〇〇



令和〇年度の自主防災組織活動助成金に係る代金受領につきましては、下記の者に委任します。

振込先の口座名義が町内会（組織）や、上記の  
会長（組織の代表）以外の場合に記入が必要に  
なります。

（例）

- ・委任者：鹿児島自主防災会
- ・口座振込先：鹿児島町内会 の場合など

住 所 鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号  
 組織名 〇〇町内会  
 会長名 〇〇 〇〇

印

請求金の支払いにつきましては、下記の口座に振り替えてくださるよう依頼いたします。

記

〔口座振込先〕

金融機関名	種別	口座番号	口座名義
〇〇〇 銀行 金庫 農協	普通	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 町内会
〇〇〇 支店 支所 出張所	貯蓄 当座		〇〇〇 町内会

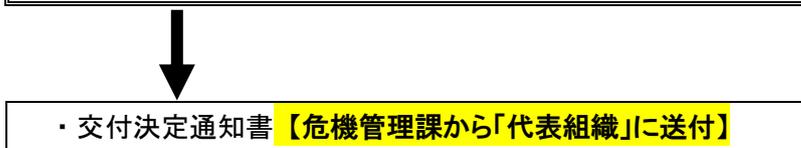
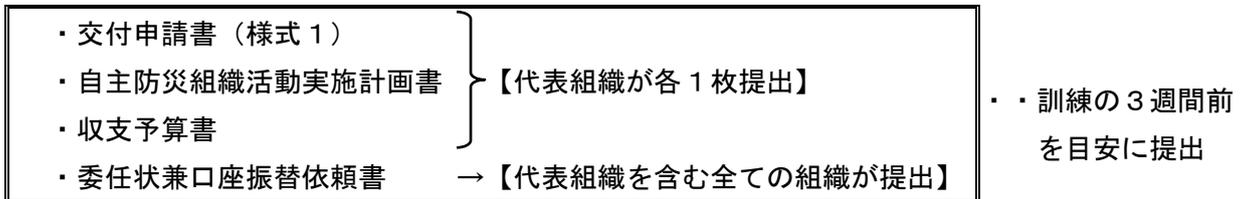
## 4. 補助申請編

合同で活動を実施し、  
助成金の申請手続き等を  
他の組織に委任する場合

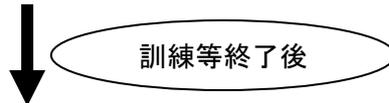
### 2-11. 交付の流れ、記入例

1. 合同で防災活動を行う自主防災会で活動計画を協議し、  
申請から受領までを委任する自主防災組織【代表組織】を決定

#### 自主防災会の手続き① 「交付申請書類及び委任状の提出」

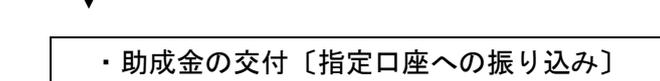
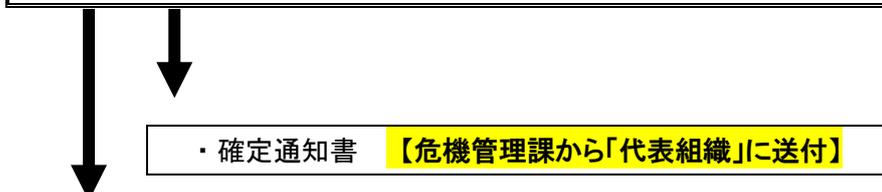
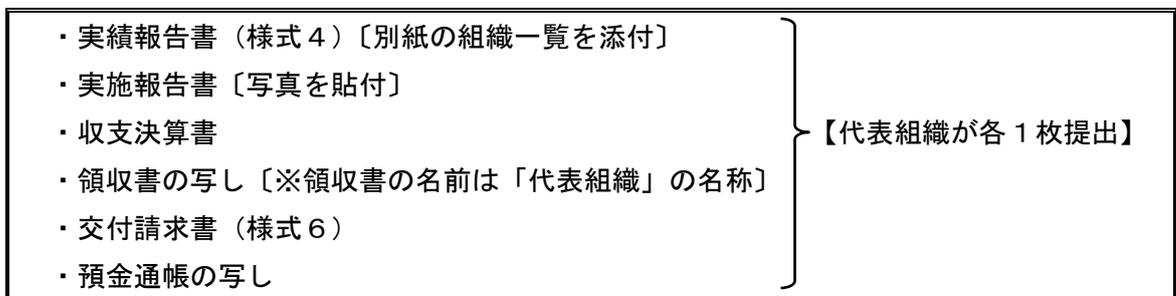


2. 活動実施及び必要品の購入（町内会予算から合同で立替払い）  
※交付決定日前の購入は、補助の対象なりません。



3. 補助金額確定後の請求

#### 自主防災会の手続き② 「実績報告及び請求に係る書類の提出」



#### ※ 注意事項

- 1 印鑑は、「代表者の個人印」をご使用ください。
- 2 印鑑は、各提出書類で同じものをご使用ください。

## 2-12. 活動助成金の交付申請書

3組織が合同で防災活動  
を実施した例を示します。

様式第1（第4条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

申請者の住所 鹿児島市 山下町〇〇-〇〇

申請者の氏名 A 自主防災会

会長 〇〇 〇〇

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

※押印は不要です

## 補助金等交付申請書

鹿児島市補助金等交付規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等の名称	鹿児島市自主防災組織活動助成事業
補助事業等の目的及び内容	災害による被害の防止又は軽減を図るため、防災活動を実施するもの
交付申請金額	<p>3つの自主防災組織が合同で活動する場合で、 収支予算書の総額が</p> <p>60,000円以上 ⇒ 60,000円と記入</p> <p>60,000円未満 ⇒ 実額を記入</p> <p>60,000円</p>
添付書類	<p>(1) 自主防災活動実施計画書</p> <p>(2) 自主防災活動経費収支予算書</p>

**4. 補助申請編**

別紙

自主防災会ごとの  
参加世帯数・人数を記入

自主防災会ごとに  
活用した金額を記入  
※各組織2万円を上限

No.	防災会名	参加世帯数	金額
	会長名	参加人数	
1	A 自主防災会	〇〇世帯	20,000 円
	会長 〇〇 〇〇	〇〇人	
2	B 自主防災会	××世帯	20,000 円
	会長 ×× ××	××人	
3	C 自主防災会	△△世帯	20,000 円
	会長 △△ △△	△△人	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計		▲▲世帯 ▲▲人	60,000 円

「代表組織」をNo. 1 の欄に  
記入

合同で活動した組織をNo. 2  
の欄以降に記入

活用した金額の合計を記入  
※組織数×2万円を上限

## 2-13. 活動助成金の実施計画書

## 自主防災活動実施計画書

次の要領で防災活動を実施します。

- ↓曜日
- 1 防災活動実施日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)  
〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇
  - 2 防災活動実施場所 〇〇〇小学校、〇〇〇公民館 など
  - 3 防災活動参加予定数
    - (1) 参加世帯数 〇〇世帯
    - (2) 参加者数 〇〇〇人
  - 4 防災活動の内容
 

〇〇を想定した避難訓練、危険箇所点検、消火訓練、救急救命訓練、炊き出し訓練、防災研修会、避難行動要支援者支援 など
  - 5 防災活動参加機関名
    - (1) 市消防局〇消防署〇〇分遣隊 など
    - (2)
    - (3)
    - (4)
    - (5)
  - 6 新型コロナウイルス感染症対策について、以下の対策を行います。  
**※実施する項目の番号に〇をしてください。**
    - (1) 「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの「密」を徹底的に回避
      - ・人と人との十分な間隔（できれば2mを目安に）を確保
      - ・十分な座席の間隔（四方を開けた座席配置等）を確保
      - ・必要に応じ入場の制限等を講ずる
    - (2) 咳エチケットや手洗い、消毒液の配置、マスクの着用、室内の換気などの基本的な感染症対策を徹底
    - (3) 具合の悪い方、発熱や感冒症状で受診や服薬等した方への自粛の呼びかけ
    - (4) その他 ( )

※概数で結構ですが、参加者数は、「世帯」数以上になるように記入してください。

4. 補助申請編

2-14. 活動助成金の収支予算書

自主防災活動経費 収支予算書

収入

費用	予算額(円)		備
活動助成金	60,000	←20,000円×合同で活動する組織数を上限に記入。 20,000円×合同で活動する組織数を超えない場合は実額を記入	3組織が合同で活動を実施
町内会より	1,000	←20,000円×合同で活動する組織数を超えた分の金額を記入	
計	61,000		

合同で活動する組織数を記入

同額

支出

品名	予算額(円)	備考
<p>購入を予定している品名を記入 (認められる例) 非常食、非常飲料水、炊き出し訓練材料、防災用品(携帯ラジオ等)など、<u>防災活動上、必要と認められるもの</u></p> <p>(認められない例) お弁当、ジュース、お菓子、参加賞、保険料など、<u>防災活動と関係がないもの</u></p>	<p>左記の品物を購入する際の予算額を記入 (概算で結構です)</p>	<p>左記の品物について、品名だけでは防災活動上必要と判断し難いものについて、補足を記入 (例) ・〇〇訓練に使用 ・避難所への備蓄用 など</p>
計	61,000	

## 2-15. 活動助成金の委任状兼口座振込依頼書

代表組織に委任する  
自主防災組織提出用

令和 年 月 日

## 委任状兼口座振替依頼書

鹿児島市長 殿

## 【委任する自主防災組織の代表者】

代表者の「私印」を使用すること  
(町内会等の角印不可、シャチハタ不可)

委任者

住 所 鹿児島市■■町■番■号

防災会名 B自主防災会

会 長 名 ×× ××

印

令和○年度の自主防災組織活動助成金に係る交付申請、実績報告、代金請求につきましては、  
下記の者に委任します。

## 【代表組織の代表者】

1 代表者の「私印」を使用すること  
(町内会等の角印不可、シャチハタ不可)  
2 補助金等交付請求書に押印する場合は、  
「同じ印鑑」を使用すること  
(異なる場合には差替が必要になります)

受任者

住 所 鹿児島市山下町○○-○○

防災会名 A自主防災会

会 長 名 ○○ ○○

印

令和○年度の自主防災組織活動助成金に係る代金受領につきましては、下記の者に委任します。

振込先の口座名義が町内会（組織）や、上記  
の会長（組織の代表）以外の場合に記入が必要  
になります。

(例)

- ・委任者：鹿児島自主防災会
- ・口座振込先：鹿児島町内会 の場合など

受任者

住 所 鹿児島市山下町○○-○○

団 体 名 A町内会

会 長 名 ○○ ○○

印

請求金の支払いにつきましては、下記の口座に振り替えてくださるよう依頼いたします。

記

〔口座振込先〕

金融機関名	種別	口座番号	口 座 名 義
○○○	銀行 金庫 農協		
○○○	支店 支所 出張所	○○○○○○○	A 町内会

4. 補助申請編

2-16. 活動助成金の委任状兼口座振込依頼書

代表組織提出用  
(口座振込先が同じ場合)

令和 年 月 日

委任状兼口座振替依頼書

**【代表組織の代表者】**  
 1 代表者の「私印」を使用すること  
 (町内会等の角印不可、シャチハタ不可)  
 2 補助金等交付請求書に押印する場合は、  
 「同じ印鑑」を使用すること  
 (異なる場合には差替が必要になります)

鹿児島市長 殿

委任者 住 所 鹿児島市山下町〇〇-〇〇  
 防災会名 A自主防災会  
 会長名 〇〇 〇〇



令和〇年度の自主防災組織活動助成金に係る請求金の支払いにつきましては、下記の口座に振り替えてくださるよう依頼いたします。

記

〔口座振込先〕

金融機関名	種別	口座番号	口座名義
〇〇〇 銀行 金庫 農協	普通		
〇〇〇 支店 支所 出張所	貯蓄 当座	〇〇〇〇〇〇	A自主防災会

2-17. 活動助成金の委任状兼口座振込依頼書

代表組織提出用  
(口座振込先が異なる場合)

令和 年 月 日

委任状兼口座振替依頼書

【代表組織の代表者】

- 1 代表者の「私印」を使用すること  
(町内会等の角印不可、シャチハタ不可)
- 2 補助金等交付請求書に押印する場合は、  
「同じ印鑑」を使用すること  
(異なる場合には差替が必要になります)

鹿児島市長 殿

委任者

住 所 鹿児島市山下町〇〇-〇〇

防災会名 A自主防災会

会長名 〇〇 〇〇

印

令和〇年度の自主防災組織活動助成金に係る代金受領につきましては、下記の者に委任します。

振込先の口座名義が町内会（組織）や、上記の  
会長（組織の代表）以外の場合に記入が必要に  
なります。

(例)

- ・委任者：鹿児島自主防災会
- ・口座振込先：鹿児島町内会 の場合など

住 所 鹿児島市山下町〇〇-〇〇

防災会名 A町内会

会長名 〇〇 〇〇

印

請求金の支払いにつきましては、下記の口座に振り替えてくださるよう依頼いたします。

記

〔口座振込先〕

金融機関名	種別	口座番号	口座名義
〇〇〇 銀行 金庫 農協	普通	〇〇〇〇〇〇	A町内会
〇〇〇 支店 支所 出張所	貯蓄 当座		

**4. 補助申請編**

**2-18. 活動助成金の実績報告書**

様式第4（第14条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

補助事業者等の住所 鹿児島市山下町〇〇-〇〇  
 補助事業者等の氏名 A 自主防災会  
 会長 〇〇 〇〇  
 （団体の場合は、団体名及び代表者名）

※あらかじめ印字して用紙を送付  
 します

※押印は不要です

補助事業等実績報告書

鹿児島市補助金等交付規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	令和 年 月 日	指令番号	指令危機第 -活- -2 号
補助事業等の名称	鹿児島市自主防災組織活動助成事業		
補助事業等の完了年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ← 活動を実施した日と精算完了日（最終精算分の領収日）のうち、遅い年月日を記入 活動 4/10 < 精算 4/15 の場合…「4/15」 活動 4/10 > 精算 4/ 8 の場合…「4/10」		
補助金等の交付決定金額	60,000 円		
補助金等の既交付金額	0 円		
添付書類	(1) 自主防災組織活動実施報告書及び実施状況写真 (2) 補助事業等に係る収支決算書及び領収書の写し		

別紙

自主防災会ごとの  
参加世帯数・人数を記入

自主防災会ごとに  
活用した金額を記入  
※各組織2万円を上限

No.	防災会名	参加世帯数	金額
	会長名	参加人数	
1	A 自主防災会	〇〇世帯	20,000 円
	会長 〇〇 〇〇	〇〇人	
2	B 自主防災会	××世帯	20,000 円
	会長 ×× ××	××人	
3	C 自主防災会	△△世帯	20,000 円
	会長 △△ △△	△△人	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計		▲▲世帯 ▲▲人	60,000 円

「代表組織」をNo. 1の  
欄に記入

合同で活動した組織を  
No. 2の欄以降に記入

活用した金額の合計を記入  
※組織数×2万円を上限

2-19. 活動助成金の実施報告書

自主防災組織活動実施報告書

- 1 実施日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
9:00 ~ 11:00
- 2 参加者数 (1) 参加世帯数 〇〇世帯  
(2) 参加者数 〇〇〇人
- 3 実施内容 実施計画書のとおり

当日の参加実績を記入  
※参加者数は、「世帯」数以上になる  
ように記入してください。

(実施状況写真)

写真を2枚貼り付けてください

## 2-20. 活動助成金の収支決算書

## 自主防災組織活動経費 収支決算書

収入 「収支予算書」と同じ金額を記入

費用	予算額(円)	決算額(円)	備考
活動助成金	60,000	60,000	
町内会より	1,000	5,000	
計	61,000	65,000	

同額

支出

品名	決算額(円)	備考
実際に購入した物の 品名を記入  ※領収書の但し書きに 記入されている通りに 記入してください	左記の品物の購入に係 る実費を記入  ※領収書の金額の通り に記入してください	左記の品物について、品 名だけでは防災活動上 必要と判断し難いもの について、補足を記入 (例) ・〇〇訓練に使用 ・避難所への備蓄用 など
計	65,000	

2-21. 活動助成金の領収書

領収書について

領 収 書

①「代表組織」の名称が記載されていること

A 自主防災会 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

②交付決定日（指令年月日）以降かつ、補助事業の完了年月日以内であること

金額						¥	6	5	0	0	0
----	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---

但し 非常食代として（カンパン、缶詰代）  
上記の金額正に領収いたしました

株式会社 ○○○○  
鹿児島市山下町○番○号  
○○ ○○

③防災に関する品名が記入されていること  
複数の商品をまとめて標記している場合には、レシートを添付するか、内訳を記載すること

④原則、店舗の領収であること  
個人が領収する場合には、住所・名前の記載と捺印が必要



1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（市町村の責務）

- 第5条** 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

[ 条文の解説 ]

- 1 「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」とは、具体的には自治会、町内会などを構成単位とする自主防災組織である。これらの組織は、現行制度上は市町村の組織ではないが、事実上市町村と住民の間の意志疎通機関等として機能しているものが多い。災害に際しては、警報の伝達、避難の指示、物資の配分その他の災害応急対策に効果的な働きをしているものが多いが、このような自発的な防災組織の育成を市町村に義務づけている。
- 2 自主防災組織とは、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分達の地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う組織、いわば実動部隊としての役割を期待されているものである。
- 3 なお、自主防災組織とボランティアとの差異は、自主防災組織がもつばら自分たちの地域は自分たちで守ろうという自衛的な組織であるのに対し、ボランティアは、自分たちの地域に限らず他人に対して奉仕活動等を行うものであるところにある。

**(住民等の責務)**

**第7条** 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

**2** 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

**3** 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

**[条文の解説]**

- 1 「住民」とは、自然人のみならず法人も含まれる。
- 2 「自ら災害に備えるための手段を講ずる」とは、災害予防に関する住民の責務を明らかにしたものであり、例えば、防災についての知識を身につけること、非常持出品の用意や備蓄品の点検、家具等の転倒防止等が挙げられる。
- 3 「防災に寄与」とは、災害の発生の未然防災、被害の拡大防止及び災害の復旧に積極的に応ずることで、例えば、地域の防災活動への参加、災害を発見した場合の通報、避難についての協力、応急措置への協力等が考えられる。

**2. 自主防災組織等の活動や事例に関する情報の入手先**

- ・防災まちづくり大賞（財団法人 消防科学総合センター <http://www.isad.or.jp/>）
- ・消防防災博物館（財団法人 消防科学総合センター <http://www.bousaihaku.com/>）
- ・防災まちづくりポータルサイト  
（内閣府 <http://www.udri.net/portal/index.htm>）

# 1. 『町内会のイベントとあわせて防災訓練を実施』

## ～平馬場自主防災会～

### ■ 実施団体

○平馬場自主防災会（中山町）

設立年度：H26年9月

世帯数：72世帯

### ■ 活動内容（H27年4月実施）

- ① 防災クイズ
- ② 消火訓練



### ■ 地域の特性

- ・ 県道210号線（小山田谷山線）付近に位置する閑静な住宅街。
- ・ 東側に永田川がある。



## ★ 会長インタビュー ★

Q1

防災活動を実施するにあたり、どの機関の協力をもらいましたか。

会長

防災クイズの出題依頼を鹿児島市役所安心安全課の地域安心安全推進指導員に、消火訓練の依頼を南消防署谷山北分遣隊にしました。

Q2

今回の活動で工夫したことはなんですか。

会長

今回の目標としては、少しでも多くの住民に防災のことを知ってもらい、興味をもってもらうことでした。

そのため、町内会の運動会のなかに『防災クイズ』と『消火訓練』を行う時間を設けて、子供も大人も楽しんで防災を学べるように心がけました。

## Q3

『防災クイズ』とはどのような活動ですか。

## 会長

『防災クイズ』は、「Q. 避難するとき雨靴を履いたほうが良い。○か×か?」「A. ×（雨靴は水が入れば脱げやすく危険。紐で縛るタイプの運動靴が良い）」などといった防災に関する○×クイズを何問か出題して、参加者に答えてもらうものです。勝ち抜き戦にして、最後まで勝ち残った10名くらいには景品として保存食を配りました。保存食は、市の活動助成金を活用しました。

簡単な問題から難しめの問題まで出して、景品も準備したので、皆さん盛り上がりまして参加していました。



▲ 防災クイズ



▲ 消火訓練

## Q4

最後に、今回の活動を振り返っていかがだったでしょうか。

## 会長

平馬場地域は、永田川が整備され、最近では大きな洪水被害などは起こっていませんが、私の若いころは、川の氾濫や道路の冠水などが頻繁に起こっていました。そのため、最近よく耳にするゲリラ豪雨などが降れば、洪水などがいつ起きてもおかしくないと思います。

今回の活動は、災害を知らない子供たちにも防災に興味を持ってもらう良い機会になりました。次回の町内会のイベントとしては6月灯がありますが、今後もいろいろなイベントを通して地域のまとまりを強くしたいと思っています。

## 2. 「避難行動要支援者に配慮した避難訓練」

### ～西陵東町内会自主防災会～

#### ■ 実施団体

○西陵東町内会自主防災会（西陵2丁目）  
 設立年度：H3年6月  
 世帯数：1,107世帯

#### ■ 活動内容（H27年6月実施）

- ① 避難訓練      ② 119番通報訓練
- ③ 消火訓練      ④ 救急救命訓練



#### ■ 地域の特徴

鹿児島市の西部、新川の中流域の丘陵地上に位置している。一部、土砂災害警戒区域に指定されている。



### ★ 会長インタビュー ★

Q1

今回の訓練では、どのような災害を想定されたのですか。

会長

大きな地震が起こり、町内のあちこちで火災が発生したことを想定し、避難訓練などを行いました。

Q2

避難訓練は、どのような手順で行ったのですか。

会長

西陵東町内会自主防災会では、日頃から、高齢者など避難の手助けが必要な住民をリストアップしています。

会長判断で、避難の実施を決めたときは、各区の副区長や班長が、リストを見ながら避難の呼びかけや誘導を行い、あらかじめ設定している近くの一時避難場所（公園など）に避難します。

その後、区単位で人数やけが人の状況などの把握を行い、安全を確認しながら指定避難所である西陵小学校に移動するという流れです。

その間、区長を通じて、会長に各区の被害状況などを伝える情報伝達も実施しました。

## Q3

今回の活動を振り返っていかがだったでしょうか。

## 会長

消火訓練と救急救命訓練は田上分遣隊に、炊き出し訓練は日本赤十字鹿児島支部の協力をもらって実施しましたが、実際に消火器を扱ったり、炊き出し訓練で作ったおにぎりをみんなに振る舞ったりすることで、住民の皆さんは興味を持ちながら訓練に参加できたと思います。

私としては、分遣隊が紹介してくれた「上着を利用して担架を作る方法」や「三角巾やハンカチで止血する方法」など、身近にあるものを使って救急活動できるのだということが分かり、興味深く思いました。



三角巾で腕を固定する方法を教えてくださいました！

## Q4

次の活動では、どのようなことをされたいですか。

## 会長

次回は、出前トークなどを利用して防災に関する研修会を開きたいと考えています。

また、町内には、消防のOBや防災推進員など防災に詳しい住民もいるので、地域一丸となって今後も防災活動にあたりたいと思います。



## Q2

地域の地図をどのようにして準備したのですか？

## 会長

地元の印刷業者に頼んで、町内会の地図をA1サイズで5枚作ってもらいました。厚手で耐久性のある紙を使っているのので、一度作ってしまえば、何年も使うことができます。

作成費用は、市の活動助成金（上限2万円）を活用しました。



 作成した地図にビニールシートをかぶせて、災害の危険区域や避難場所などを書き込みます。

## Q3

今後、どのような活動をしていこうと考えていますか。

## 会長

今回の防災マップ作りは、防災会（町内会）の役員を中心に参加してもらいました。役員は、毎年改選があるので、毎年防災マップの作成や更新作業をすれば、少しずつ町内の危険な場所や避難場所などを知る人が多くなると期待しています。

今後、防災マップを活用したまち歩きや、訓練などもしていきたいと思います。

## 耳より情報

※鹿児島市では、地域安心安全推進指導員を配置しております。訓練の手順や補助金の申請方法が分からない場合は、地域を訪問して防災会のお手伝いをします。

※鹿児島県の出前講座を申請すると、無料で県防災アドバイザーを派遣してもらうことができます。防災マップの作成のお手伝いなどもしてもらえますので、ぜひご活用ください。（申請は市町村経由です）

〇詳しくは、鹿児島市危機管理課（216-1213）までお問い合わせください。



## 防災関係機関の連絡先

①市関係	危機管理課	2 1 6 - 1 2 1 3
	安心安全課	2 1 6 - 1 2 0 9
	地域福祉課（避難所関係）	2 1 6 - 1 2 4 4
②消防関係	中央本署	2 8 5 - 0 1 1 9
	南林寺分遣隊	2 2 3 - 0 1 1 9
	名山分遣隊	2 2 5 - 0 1 1 9
	上町分遣隊	2 4 7 - 0 1 1 9
	吉野分遣隊	2 4 4 - 0 1 1 9
	吉田分遣隊	2 9 3 - 7 1 1 9
	甲南分遣隊	2 5 6 - 0 1 1 9
	桜島東分遣隊	2 2 1 - 3 1 1 9
	桜島西分遣隊	2 4 5 - 2 0 9 9
	西本署	2 5 4 - 0 1 1 9
	伊敷分遣隊	2 2 0 - 0 1 1 9
	明和分遣隊	2 8 1 - 0 1 1 9
	田上分遣隊	2 5 5 - 0 1 1 9
	松元分遣隊	2 7 8 - 7 1 1 9
	郡山分遣隊	2 4 5 - 6 1 1 9
	南本署	2 6 9 - 0 1 1 9
	谷山分遣隊	2 6 7 - 0 1 1 9
	谷山北分遣隊	2 6 4 - 0 1 1 9
脇田分遣隊	2 5 1 - 0 1 1 9	
郡元分遣隊	2 5 1 - 0 1 1 9	
喜入分遣隊	3 4 5 - 1 1 1 9	
③警察関係	鹿児島県警察本部	2 0 6 - 0 1 1 0
	中央警察署	2 2 2 - 0 1 1 0
	南警察署	2 6 9 - 0 1 1 0
	西警察署	2 8 5 - 0 1 1 0
④防災関係	鹿児島地方気象台	2 5 0 - 9 9 1 3
	鹿児島海上保安部	2 2 2 - 6 6 8 1
	鹿児島国道事務所	2 1 6 - 3 1 1 1
	大隅河川国道事務所	0 9 9 4 - 6 5 - 2 5 4 1
	鹿児島県庁	2 8 6 - 2 1 1 1
	鹿児島地域振興局	8 0 5 - 7 3 2 4
	日本赤十字社鹿児島県支部	2 5 2 - 0 6 0 0